

厚岸町議会 第2回定例会

令和2年6月18日

午前10時00分開会

- 議長（堀議員） ただいまから、令和元年厚岸町議会第2回定例会を続会いたします。
- 議長（堀議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（堀議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、7番杉田議員、9番桂川議員を指名いたします。
- 議長（堀議員） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。
初めに、3番、室崎議員の一般質問を行います。
3番、室崎議員。
- 室崎議員 先に提出いたしました一般質問通告書に基づき、質問いたします。
まず1としては、感染症対策についてであります。
新型コロナウイルスの蔓延は、社会の各所において痛みや苦しみを伴った変革を求めてきます。厚岸町における現状とその対応策についてお聞きします。
ア、医療従事者をはじめ、最前線でその衝に当たる人たちの感染防止対策についてお聞きします。
2番目としてイ、各医療施設福祉施設における感染防止のための面会謝絶等の処置とそれに伴うストレスの緩和策、これはどうでしょうか。
3番目ウとして、健康相談に加えて、乳幼児を持つ親、子どもを持つ親、ひとり暮らしの高齢者、障害者のストレスの緩和策についてお聞きします。
エとして、家庭内暴力あるいは虐待等がこの閉じ籠もりを余儀なくされることによって増えているのではないかという話が今出ておりますが、その早期発見と対応についてお聞きします。
次に、消毒薬の多用・乱用と化学物質過敏症あるいはアルコールアレルギー、これについてどのような対策を取っているか。
それから、前回の臨時会での町長の報告に、町独自のさらなる経済対策、困窮者対策を講じるとありました。その内容について、簡単に教えてください。
次に（2）として、新型コロナウイルスの蔓延と避難所の在り方について、現在問題になっていますが、どのような検討を行っているのかお聞かせください。

以上でございます。以上で、1回目の質問を終わります。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

3番、室崎議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の「感染症対策について」のうち、(1)、アの医療従事者をはじめ、最前線でその衝に当たる人たちの感染防止対策」についてであります。町立厚岸病院では、病院入り口に臨時発熱外来を設置し、発熱症状の有無によって外来患者の動線を区分し、発熱症状のある患者の場合は担当する看護師において、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者に対しては、医師をはじめ対応する全ての職員においてフェイスシールド、マスク及びガウン等の防護服の着用を義務づけ対応しております。

また、窓口対応では、委託業者の職員も含め、全ての職員にマスク着用とアクリルボード等によるパーティションを設置し、飛沫感染防止対策を図っております。

町内民間病院では、発熱症状のある患者の場合は、別室で待機、診察時にはマスクのほか、必要に応じ、フェイスシールド、ガウン等を着用し対応していると聞いております。

また、窓口対応では、全ての職員がマスクを着用し、飛沫感染防止対策を図っております。

次に、イの「各医療施設福祉施設における、感染防止のための面会謝絶等の処置とそれに伴うストレスの緩和策」についてであります。町立厚岸病院と介護老人保健施設ここみでは、2月28日から面会禁止の対応を取っておりますが、ご家族や入院患者等から面会の要望があった場合には、入院患者等における病状や心身の状態等を考慮した上で、一部面会を許可しております。

また、面会に当たっては、マスクの着用の上、各階の面会スペースで一定の距離を取って面会していただくなど、感染防止対策を図っております。

入所する福祉施設といたしまして、町立特別養護老人ホーム心和園では、こまめな手洗い、手指消毒の強化、居室内の定期的な換気、各フロア間の行き来を最低限にすることや、職員のマスクの着用など感染防止対策を実施しております。

なお、入所者との面会を禁止しておりましたが、入所者やその家族の精神的な負担や不安を少しでも払拭できるよう、4月下旬に町でI P告知情報端末を1台増設し、心和園の入所者と自宅にいる家族が、画面越しに顔を見ながら会話をすることができるようになっております。

また、緊急事態措置解除後の6月からは、家族との面会を玄関に近い面会室で行っております。

今後も引き続き施設と連携を図り、感染症対策及びストレス緩和策を継続してまいりたいと考えております。

なお、民間の入所施設については、認知症グループホームにおいても、こまめな手洗い、手指消毒、居室内の定期的な換気、職員のマスクの着用など感染防止対策を実施しており、外部からの入所を禁止する対応を取っております。

家族との面会にあっては、窓越しで面会していただくなど、感染防止対策を図りながらストレス緩和策を講じております。

次に、ウの「健康相談に加えて、乳幼児を持つ親、子どもを持つ親、ひとり暮らしの高齢者、障害者のストレスの緩和策」についてであります。 「乳幼児を持つ親、子どもを持つ親」にとっては、先の見えない状況の中、親自身のストレスに加え、休校など子どもを取り巻く環境変化への対応や、子ども自身ストレスへの対処が重なり、大きなストレスを感じていることと考えております。

特に、乳幼児を持つ親は、実際の育児負担の増大とともに、感染に気を遣いつつも現実的には子どもが幼いことで感染予防対策を徹底できないジレンマも抱えていたと思われれます。

その緩和策についてであります。一つ目として発達に遅れがある子どものいる家庭や養育環境が不安定な家庭など、特にストレスが強いと思われる家庭の保護者に、個別に電話や面談により状況確認や相談先の案内を行っております。

二つ目として、新型コロナウイルス感染症の影響で延期または中止となった乳幼児健診や健康相談の対象者の保護者に、同様に個別で電話や面談により状況確認や相談先の案内を行っております。

また、これらの対象者については、いずれも緊急に対応すべき状況は確認されておられません。

三つ目は、相談先の周知であります。集団で行う相談の場を延期または中止したことから、SNSの活用を含めた各種相談先の情報の周知をしております。

四つ目は、オンラインでの健康教育や相談の場の実施に向けた検討であります。今後、同様な事態が繰り返される可能性もあることから、子を持つ親に限らず、妊産婦等も対象に含め、オンラインでのやり取りの場を実施できるように準備を進めております。

今後、親子で新型コロナウイルスと共存していく生活が長期間継続することが予測されるため、そのための正しい知識の普及も、間接的ではありますが重要なストレス緩和策と考えております。

たくさんの情報があふれる中、新型コロナウイルス感染症に関する知識のみに限らず、休校等で環境が変わっても、いつもの生活リズムを親子で維持することなど、その対処法について親自身が正しい知識を持ち、子どもの年齢に合わせて説明し行動につなげることが、遠回りではありますが、子を持つ親のストレスの緩和に役立つと考えておりますので、それらの周知を継続してまいります。

次に、「ひとり暮らしの高齢者」については、新型コロナウイルス感染症は、生命に関わるだけでなく、外出自粛等による人との関わりの減少や、運動不足などによる心身への影響を受けやすいと考えております。

特にひとり暮らしの高齢者は不安や孤立感が増し、通院や買い物などの生活の不便さがストレスになると考えております。

緩和策の一つ目として、相談体制の充実であります。

地域包括支援センターには、日々、介護・福祉・医療などのさまざまな相談があり、必要な手続につないでおります。

ひとり暮らしの高齢者は、生活の変化によって困りごとを表面化する場合が多く、相

談対応する中で特に注意をしながら、新型コロナウイルスの影響を含め、生活状況の確認をしております。

特に、「高齢者実態調査」で把握できた心配な高齢者に対しては、安否確認や必要な働きかけを継続していきたいと考えております。

二つ目として、関係機関との情報共有と連携による支援であります。

これまでも、地域の関係団体や社会福祉協議会、介護保険事業者等の関係機関との情報共有と連携を図りながら、ひとり暮らしの高齢者の体調や生活の変化に対し、早急な支援をしておりますので、引き続き関係機関との連携を図ってまいります。

三つ目として、介護予防の推進であります。

以前は、地域の通いの場を利用して介護予防に取り組んでいた高齢者が、活動を自粛する中で、運動する機会が減少しております。

このため、高齢者が自宅でも継続して介護予防に取り組める方法を紹介するなどの対策を行ってまいります。

「障がい者」については、外出の自粛や施設等の利用制限などにより、いつもと違う生活リズムへの戸惑いや、感染のリスクを懸念し障害福祉サービスの利用をためらうなど、個々に異なるストレスを感じている状況にあると考えております。

このため、窓口業務や電話相談業務等の対応の際には、そうした状況やサインを見逃さないよう丁寧な対応を努めるとともに、特にストレスを敏感に感じる人が多い精神障害者に対しては、専門相談業務の委託先から専門職員が月に1度訪問し面談を行っており、この中で、「感染防止のため、通院以外は外出を控えている」といった話や「通所ではなく、在宅でサービスを受けたい」といった要望を受けております。

在宅での障害福祉サービスの利用希望については、サービス事業者が、連絡、助言、訓練の進捗状況の確認などのサービスを電話やIP告知情報端末を利用し、在宅で利用する対応につなげており、事業者では通所した利用者の希望により施設内の個室で過ごせるような対応を行っている状況もあります。

障害者に対するストレス緩和策については、個々に異なる障害の状況やストレスの内容に応じたきめ細かな対応が必要と考えますので、今後におきましても、障害福祉サービス事業所や各振興局ごとに配置されている地域づくりコーディネーター等の関係機関と連携を図りながら、きめ細かな相談支援等の対応に取り組んでまいります。

次に、エの「家庭内暴力、虐待等の早期発見と対応」についてであります。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律では、配偶者から暴力を発見した人は、配偶者暴力相談支援センターまたは警察官に通報するよう努めなければならないとされ、また、児童、高齢者、障害者の各虐待防止法では、虐待に気づいた人は市町村に通報する義務があると定められ、どちらも通報や相談を受けて早期に発見し、第三者に相談することで、家庭内暴力や虐待の深刻化を未然に防ぐことが期待されています。

しかし、今般の新型コロナウイルスによる外出自粛や学校等の休業等により、家庭内での精神的なストレスの蓄積や子育て・介護の疲労の増大、さらには経済的問題などの生活不安の要因が重なって、家庭内暴力や虐待に発展する世帯の増加や、社会との接点が薄くなることにより発見が遅れることが懸念されます。

新型コロナウイルスによる外出自粛等により家庭内暴力や虐待への対応として、広く、

相談窓口の周知を徹底し、その関係機関との連携強化に努め、対象者から発せられたサインを見逃さないよう、早期に対応してまいりたいと考えております。

また、家庭内暴力や虐待に関する研修等に積極的に参加し、職員の専門性をさらに高めてまいりたいと考えております。

次に、オの「消毒薬の多用と科学物質過敏症・アルコールアレルギー」についてですが、新型コロナウイルスの感染予防策として、厚生労働省は手指及び物品には「70%のエタノール」、「物品には「0.05%に希釈した次亜塩素酸ナトリウム」の使用を有効としています。

しかし、現在、特に手指消毒用のエタノールについては入手困難で、代替品も含め各種の消毒薬を使用せざるを得ない状況にあると考えられます。

これら消毒薬は、感染予防対策として物品や手指の消毒に広く用いられ、各種施設や店舗等の入口等には、手指消毒用として設置されていることも多く見受けられます。

化学物質過敏症の方にとっては、消毒薬が多用される環境の中、症状の悪化や、心身への負担が大きい状況にあると思われ、また、現在症状のない方の発症を誘発する可能性も否定できません。

アルコールアレルギーの方については、代替の消毒薬の存在しますが、医療機関での採血等医療行為での使用がほとんどで、一般的な感染予防目的としては入手が困難なため、代替品の使用が見込めない現状にあります。

このような現状における具体的な対応策の一つ目は、感染予防に関する正しい知識の普及であります。

基本的な感染予防策の一つに、手指の衛生がありますが、これは、石けんでの丁寧な手洗いが基本であり、消毒薬による消毒を二重に行う必要はないとされておりますが、消毒薬での消毒が必須であるとの謝った認識が広まっていることもあるため、過度な消毒は不要で、手指衛生の基本は手洗い、といった知識の周知が重要と考えております。

また、化学物質過敏症やアルコールアレルギーの方には、外出時には石けん等の携行を心がけていただくことも重要と考えております。

二つ目は、「消毒薬などで体調が悪化する方たちの存在の周知」であります。

これは、化学物質過敏症やアルコールアレルギーそのものの周知と合わせての取組が必要であります。

現状においては、感染予防と化学物質過敏症やアルコールアレルギーの方への配慮との両立は非常に困難ではありますが、可能な範囲で消毒薬などで体調が悪化する方々に配慮した上での感染予防策を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、カの「町独自のさらなる経済対策、困窮者対策を講じる」とするその内容についてですが、初めに、4月1日から制度をスタートさせた「中小企業者緊急資金融資」については、融資申込みや利用希望する事業者が多く、5億円を超える見込となったため、町内金融機関と協議を行った上で、5月14日に融資資金の総額を4億円から6億円に増額しております。

次に、「宿泊業、飲食店への緊急支援給付金」については、前年同月の売上額に比して30%以上減少している事業者に対し、一律60万円を支給するものでありますが、新たな生活関連事業者への事業継続等支援給付金の一律10万円の支給に合わせて、現時点で30%

に満たない事業者に対し、同じく10万円を支給するための規則改正を行い、12月までの売上額が30%以上減少したことにより、申請期限の令和3年1月29日まで、改めて申請を行った場合には、60万円から10万円を差し引いた50万円を支給することとしております。

次に、「生活関連事業者への事業継続等支援給付金」については、外出自粛等により影響を受けている小売業、サービス業、製造業を営む法人または個人の生活関連事業者の事業継続と雇用の維持を目的に売上額の減少率等の要件を付すことなく、一事業者につき、一律10万円の給付金を支給するもので、6月3日から実施しております。

なお、宿泊業、飲食店を兼ねて営む、かつ、これに関わる給付金60万円または10万円の支給を受けている事業者は、この支給対象者から除くこととしており、申請期間は6月8日から8月31日までとし、想定する事業者数は最大で110件を見込み、支給に関する事務を商工会に委託しております。

次に、「事業継続等支援給付金」については、厚岸地区冷凍協会加入事業者、厚岸水産物買受人組合加入事業者、水産物を冷蔵または保冷して運送している事業者及び自動車小売事業者に対し、事業の継続と雇用の維持を目的に給付金を支給するものであります。

この支援給付金については、これまで実施してきましたアンケート調査や中小企業者緊急資金通史の申込の状況、さらに町と商工会による事業者からの直接聞き取りから、水産加工業や水産物卸売業、水産物に関連する運送業、自動車販売業が特に大きな影響を受けている状況にあることから、これらを鑑み減少率等の条件を付すことなく、給付金支給による支援を行うものであります。

給付金額につきましては、一事業者当たりの支給額は、厚岸地区冷凍協会加入事業者は100万円で7件、厚岸水産物買受人組合加入事業者は50万円で12件、水産物を冷蔵または保冷して運送する一般貨物輸送事業者は100万円で3件、自動車小売業者は50万円で18件を想定し、申請期間は6月8日から8月31日までとし、支給に関する事務を商工会に委託しております。

なお、「中小企業者への緊急資金融資」や「事業継続等支援給付金」の増額にかかる補正予算については6月1日に緊急執行のため専決処分を行い本定例会に報告させていただいております。

次に、町内事業者の「水道料金と下水道使用料の免除」についてであります。

感染症拡大により影響を受けている事業者の経済的負担を軽減するため、5月使用分と6月使用分の水道料金と下水道使用料を免除するもので、国及び地方公共団体の機関もしくは施設、新型インフルエンザ等対策特別措置法の指定公共機関を除き、水道料金の使用用途区分が業務用の適用を受けている事業者を対象に実施、これに係る予算は、免除金額確定後に補正予算の計上を予定しております。

次に、「多量の一般廃棄物及び産業廃棄物の処理手数料の減免」についてであります。

感染症拡大により影響を受けている事業者の経済的負担を軽減するため、多量の一般廃棄物及び産業廃棄物の処理手数料6カ月分を減免するものであります。

免除の対象は、厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条に規定する多量の一般廃棄物及び同条例第15条に規定する町が処理することができる産業廃棄物の収集を受けている事業者で、令和2年1月から12月までのいずれかの月の売上額が前年同月の売

上額に比して30%以上減少している場合とし、6月1日から実施しております。

想定件数は対象事業者の約4割に当たる100件、この減額予算については、本定例会に補正予算を計上しております。

次に、「子育て応援臨時給付金」であります。

国の子育て世帯への臨時特別給付金の支給決定を受け、5月31日現在、厚岸町の住民基本台帳に記録されている方に、中学生以下の対象児童1人当たり2万円を支給するもので、7月10日からの支給を予定しており、本定例会に補正予算を計上しているところであります。

次に、困窮者対策として、「国民健康保険税及び介護保険料について減免」を実施いたします。

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者に影響があった場合で、死亡または重篤な傷病を負った場合や、収入が前年と比べて30%以上減少した場合は、国民健康保険税では世帯の保険税を、介護保険料では世帯のそれぞれの被保険者の保険料を対象に、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている保険税及び保険料を全額または前年の所得の区分に応じた割合で保険料の一部を減免することとしており、また世帯の主たる生計維持者が事業等の廃止や失業した場合には、前年の所得に関わらず、保険税及び保険料の全額を減免することとしております。

続いて、(2)の「新型コロナウイルスの蔓延と避難所の在り方について、どのような検討を行っているのか」についてであります。新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合は、感染症対策に万全を期すことが重要となってきます。

避難所は、狭い空間に大勢が集まり共同生活を行うことになるため、感染リスクが高まり、また、人が密集する中で感染者が発生した場合、限られた資源でどのように対処すべきかなど、さまざまな点において対策を検討しなければならないと考えております。

通常時から手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底はもちろんのこと、国の通知に基づき、大きく分けて次の3点について検討を進めております。

1点目は、避難所が過密状態になるのを防ぐための対策についてであります。

発生した災害や被災者の状況等によって、避難所の収容人数を考慮するとともに、新たな避難所の設置や、可能な場合は親戚や友人の家等への避難の検討のほか、避難所における避難者の十分なスペースの確保等について検討を行っております。

2点目は、避難者の健康状態や衛生環境の確保のための対策についてであります。

避難所到着時や避難生活開始後の健康状態の確認、避難者と避難所運営スタッフの手洗いをはじめとした基本的な感染症対策の徹底、物品等の衛生環境の確保等について検討を行っております。

3点目は、感染の疑いのある者や発症した者への対策についてであります。

発熱や咳等の症状が出た者に対する専用スペースの確保、新型コロナウイルスを発症した場合の対応等について検討を行っております。

これまでの災害時の指定避難所は、密閉・密集・密接のいわゆる3密の典型であったことから、これを回避するための新たな避難所の在り方について検討を進めるほか、多様な分散避難についても検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 大変丁寧なご答弁をいただきまして。最初のいろいろな、いわばきしみが生じている中に手を打っていくという点では、非常によく考えられて進められているなど評価いたします。その上でお聞きします。

まず、最前線でその衝に当たる人たちの感染防止策ということなのですが、医療従事者以外には出てこないのですね。それでちょっとお聞きしますが、例えば救急隊員、福祉施設の職員、デイサービスの職員、訪問介護職員、ヘルパーですね、訪問看護職員、訪問看護師です、保育所・幼稚園の職員、ごみ収集作業従事者、こういう人たちについて検討していますか。時間がないので、簡単に教えてください。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 私からは、介護施設ですとか保育所などの福祉施設についてお答えさせていただきます。

病院などと同じように、手指消毒ですとか、マスクですとか、そのような感染防止対策は講じております。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） 消防の救急体制について、私からお答えさせていただきます。

消防につきましては、119番通報入電、このタイミングから通報内容、そして準備出動、傷病者の接触時の対応、そして病院選定等、全てしっかりとしたマニュアルが作成されておりまして、それに基づいて対応を行っております。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） 私のほうからは、ごみ収集業者の対応について回答させていただきます。

ごみ収集作業業者につきましては、BCP計画、委託業務継続計画、こちらを策定していただいております。感染防止、さらには感染者が出た場合の対応につきましても、計画に盛り込んでおります。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 わかりました。

今の話を聞いていると、一部には紙の絵の話だけで終わっているところもあるのだけ

れども、現実にそういうふうに行っているという実態調査まではしていないと判断していいですね。

それから、時間がないので次にいきますが、面会禁止という措置を取らざるを得ないわけですね。いろいろな施設が。それに対する緩和策として、例えばIP告知情報端末を使ったりして、もちろん実際に面会するのの何割しかできないだろうけれども、その入っている人と家族が話をしたりすることができるというようなことをやってきたわけですね。今回、ちょっと緩んできたから、そここのところがもうちょっと幅の広いものができるところもあるようです。

それで、町立病院お聞きしますが、今の話の中に心和園の話は出てくるのだけれども、町立病院の話が出てこないのです。町立病院もそういうふうに行っているのですね。

●議長（堀議員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 病院の対応につきましては、基本的には直接面会をしていただくということが、条件によりますけれども、1回目の町長の答弁にありましたとおり、その状況に応じて、面会希望があった場合については、その患者さんの状況を見たと上で、ドクターが判断して、それで面会をしていただくというのがまず基本としております。

ただ、心和園ですとか、そういったところでやっているIP告知情報端末とかを使っただけのものについてはやっていないという状況になっています。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 現実に話を聞くのです。入院をしたら3月からずっと面会できなかった。うちのおじいちゃんと話ができない、看護師さんから聞くだけだった。それで、個室に移ったから、すぐいらっしゃいという電話をいただいた。飛んでいった。家族みんなで。そうしたら、思いのほか元気で、それで話することができた。その晩、亡くなった。こういう話なのです。それにたぐいする話は何も厚岸だけではない。あっちこっちで聞くのです。だから、もちろん患者の症状によっていろいろあるでしょうけれども、少しでも緩和する方法はどうしたらいいかということは検討していただきたい。これは要望しておきます。

それから、乳幼児を持つ親、子育て中の親、そういう人たちに対して、非常に個別にも、またいろいろな形での連絡を取っているということはわかりました。その上でお聞きするのだけれども、今、SNSというのですか、ネット上でそういう同じ境遇のお母さんたちが一堂に会することができないので、ズームとかいうソフトがあるそうですが、要するにテレビ電話で会議ができるのです。そういうようなものを使って、仲間をつくって、お互いの悩みを話し合っているというようなものがあるようです。厚岸町でもそういうものを参考にして、組織というか集まりをつくっていただけたら大変ありがたいと思います。その中に保健師さんも一緒に入って、話し合う場ができると、非常にいいのではないかと。これはお年寄りのほうにこれやれと言っても、ちょっと無理だと思いますけ

れども、若いお母さんたちなんかの場合には非常に有効ではないかなと思うので、ご検討いただきたい。

それともう一つは、親が、子育て中の親御さんが、特にひとり親家庭なんかでは顕著ですが、発症した場合、コロナに。子どもは誰が見るのだろうという不安を訴える方が非常にいますが、その当たりについては、厚岸町は検討していますか。

●議長（堀議員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 私のほうからは、入院患者の面会についての対応ということでお答えさせていただきます。

基本的にうちの病棟に入っている、部屋で、一つの部屋に複数人、患者さんが入院している場合がございますので、そういった部分につきましては、出入りを、面会を自由にさせるということについては、今現在は考えておりませんが、そういった患者さんの状況ですとか、そういったことで、例えば個室であったり、あとは複数の患者さんが入る病室であっても、一人しか入院しないとかという部屋もございますので、そのときにつきましては、私どものほうから……。

（「……」の声あり）

●病院事務長（星川事務長） そこで、私どものほうから連絡させていただいて、面会できますよということをお知らせしております。

これにつきましては、今後とも継続していきたいと考えております。

（「答弁になってない」の声あり）

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 私のほうからは、会議だとか講座があったときのZoomを活用しての会議でございますけれども、それについては検討しておりますし、たまたま明日なのですけれども、会議を予定していたものがやはり集まることができませんので、参加者が2名、3名ほどなのですけれども、そのZoomを活用した講座を開く予定ではあります。

それと、子育て中に感染がなった場合ということでございますけれども、それにつきましては保健所なり、あと妊産婦さんのケアというところの相談所もありますので、そちらと相談しながら対応してまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 時間がないので、余り一つことにとらわれたくないのだけれども、病院の答弁は全然答弁になっていない。私のほうが直接の面会ができないのはよくわかっている

ということを行っている。その中で、それを緩和するために、例えばテレビ電話だとか、そういうものを使った事前の策ができないかということを行っている。あなたがそれに対して、面会ができるとか、できないとか、そんな話しかしていないのだ。そんな答弁ならやめてもらいたい。

それから、家庭内暴力に関してなのですが、町長の答弁にもあったように、これ通報義務があるのですね。一般人に。だから、通報義務があるのだからということ、もちろん、それが誰がこんなこと言ってきたなんてことは外に漏れることは絶対ないのだからということで、やはり情報の提供というのは遠慮しないでしてほしいと。ということは、やはり、これは広く言うべきではないかと思うのです。そのあたりいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 大変申し訳ございません。私のほうから今後の病院の在り方ということでございますけれども、今現在、病院の機能といいますか、その施設の状況から考えますと、心和園が行っているような面会室を設けているという部屋がございますので、これについては厳しい状況にありますけれども、患者さんの状況ですとか、そういった面会を希望される方の状況をなるべく応えられるように対応していきたいと考えております。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（布施課長） 家庭内暴力につきまして、お答えさせていただきます。

家庭内でのことなので、なかなか発見は難しいというところはありますけれども、その通報する義務、というか通報がありますので、そこら辺を一般の方々にわかりやすいように周知を進めていきたいと思っております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 消毒薬の乱用の問題なのですが、今みんなコロナについて恐ろしいですよ。目に見えないし、どこで移るのだからよくわからない。だから、やはり消毒したいわけです。そういう恐怖心に乗じて、妙な業者が随分出ているのです。その典型的なものの一つとしては、次亜塩素酸水というものを非常にいいですよと言って、お店屋さんなんか山のように積んであるところもある。

ところが、これについては、厚労省の発表を見ても、専門家のいろいろな意見を見ても効かないのです。それから、毒性だけはあるのです。しかもそれを部屋全体に行き渡るようにというわけで、噴霧するという使い方がネット上で何か推奨されているようです。これは非常に恐ろしいのです。肺に入りますから。一部の市町村では、これを自治体が配って、学校だとかそういうところでどんどん噴霧しているというような話も出ています。厚岸町では、そんな学校でそんなことはしていませんよね。これ確認しておきます。

それから、二酸化塩素という、これも毒物ですがあります。これを、やはり同じような使い方をして、これもいい物ですと宣伝して売っているところがあるようです。

こういうような物については、やはりきちんとした情報を町は出すべきだと思います。専門家は、これについては、どっちも、まず二酸化塩素という物は国が消毒薬として承認しておりません。それだけ副作用というか毒性が強いからですよね。そういうような物が使い物にならないし、体には悪いのですと。しかも、恐ろしいのは、それで消毒になったとってしまうことです。これについては、やはり情報提供してほしい。

それから次亜塩素酸ナトリウム、これはいろいろと売られていますが、これは噴霧してはだめですね。要するに拭くために使うのですが、拭いたあと、その成分が残らないように拭き取ってくださいということは、これはもう専門家では常識なのです。こういう情報はきちんと出してほしいと思いますがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） 学校関係の次亜塩素酸水及びナトリウムとも噴霧はしていないという現実でございます。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 次亜塩素酸水ですとか、それについては拭き取る、物品を拭き取るとかということにつきましては効果はあるようですけれども、厚生労働省のほうでは認められないと。あと、二酸化塩素、それにつきましても、これは厚生労働省のほうでも推奨されていないということなどもございます。町といたしましても、3月、4月の早い時期に手指消毒ですとか物品の消毒ということでは周知しておりますが、今後も引き続き、それらを含め周知していきたいと考えております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 化学物質過敏症について申し上げますが、今時間がないので、その内容について話している暇はありません。ただ、この化学物質過敏症というのは誰でもなる恐れがあるのです。その人の防御反応の限界を超えた化学物質を浴びると、その体内のシステムが狂ってしまって、それで今度は微量の化学物質でも非常に体調を悪くするという、そういう病気なのですが、これは誰でもなるということ。ただ、知られていないので、そういう症状の起きている人が、周りが理解してくれないのが非常につらいと言っています。ですから、そういうことを含めて、やはり周知を徹底してほしい。

それともう一つは、免疫抑制剤だとか抗がん薬を使っている人。あるいは難病でステロイドを使っている人。こういう人たちも、こういう症状、非常に起こしやすいわけですから。ですから、空中散布なんていうのは非常によくないわけです。

それと、手を洗うということが第1なのだということ。町長の答弁の中にもありましたけれども、そこのところを徹底して周知していただきたいと思いますがいかがでしょ

うか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 感染予防と化学物質過敏症などの件については、なかなか困難なことではございますけれども、議員おっしゃるとおりの町民への周知を徹底していきたいと考えております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 避難所開設についてお聞きします。今、町長の答弁というのは、大体国のほうが言っていることをなぞっているような話だと思うのですが。スフィア基準というのがありますね。これは厚岸町はどういうふうに位置づけていますか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） 現在検討している状況におきましては、まず一般の何も症状がまずない方。それと例えば発熱がある方。もしくは……。

（「全然違う話だね。スフィア基準ってどう位置づけているかと聞いているのだ。」の声あり）

●危機対策室長（田崎室長） 済みません。今、住み分け基準と私聞こえてたものですか
ら。

（「休憩してください」の声あり）

●議長（堀議員） 休憩します。

午前10時54分休憩

午前10時57分再開

●議長（堀議員） 再開します。
危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） よく検討してまいりたいと思います。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員　それで、日本の避難所は難民キャンプよりも環境が悪いということを専門家が言っています。そういう環境について、例えば1人3.5平方メートル以上なければならぬとか、きちんと個室環境のようになってなければならぬと。今の日本のやつは体育館のようなところに布団を敷いて、雑魚寝するのを原則としているから、こういうことになる。

それで、今回、このスフィア基準を達成した、そういう避難所があると言われています。これが熊本地震のときに、野口というアルピニストが提唱して行ったテント村ですよ。これ、非常によかったようです。というようなこともあって、今までの大きな建物の中にぎゅうぎゅう押し込んで雑魚寝をさせるということを原則としながら、それにちょっとボール紙でもって、壁をつくるというようなびほう策をやっていたのでは、コロナというものがあぶり出した問題は対応できないと思う。したがって、こういうものをきちんと研究して、そしてそういうもの、発想を全く変えたものを厚岸町でも考えていく必要があると思うのだけれどもいかがでしょう。

●議長（堀議員）　危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長）　議員おっしゃいましたとおり、この感染症対策を考えた避難所運営というのは、かなり今までのものとは違ってきていると、私たちが認識しております。雑魚寝のような状況の避難所から面積をしっかりと取って、相手のスペースを離してといったようなもののほか、テントと言われている部分、これにつきましては、施設内にテントそのものを張ってしまうというようなやり方もありますし、もちろん屋外にテント村のようなものづくりをしているといったような事例もわかっておりますので、こういうものを含めた中で、これからの避難所どうあるべきかということを検討してまいりたいと思っております。

●議長（堀議員）　以上で、3番、室崎議員の一般質問を終わります。

本会議を休憩します。

午前11時00分休憩

午前11時01分再開

●議長（堀議員）　本会議を再開します。

次に、4番、音喜多議員の一般質問を行います。

4番、音喜多議員。

●音喜多議員　令和2年第2回定例会に当たり、先に通告してあります次の2点についてお伺いしてまいります。

まず1点目に、災害予防対策であります。

災害といっても、各地いろいろなありますが、最近では地球温暖化によるのではないかと

と言われる自然災害の脅威には驚くものばかりでございます。今年も既に台風は発生し、本格シーズンを前に、近年は全国各地で集中豪雨や台風による大雨、川の氾濫、地震による山の傾斜地や人工的に造成された宅地の崩壊など、人命や財産に大きな影響を及ぼしております。

そこで、質問アとして、町内で防災上、何らかの特別な指定区域あるいは継続して監視していくなど、注意すべき地域はあるのかどうか。

イとして、もしもこのような状況があるとした場合、付近住民への危険度や注意点など、その存在を含め、指導等はどうかというところであります。

2点目に、現在建設中のしんりゅう保育所の危機管理についてお伺いします。

建設中のしんりゅう保育所がいよいよ来月7月19日に開所式を迎えるとお聞きしました。安全・安心して育てる施設として、いつまでも活用してほしいと願うところであります。

本題に入ります。あつてはほしくありませんが、保育所開所中に津波警報または津波襲来により、宮園交差点、国道44号、交差する道道14号線が通行止めで閉鎖された場合、子どもの引き取りに来る迎えの親の往来に支障が生じる恐れがあると思います。

そこでアとして、津波警報が発令された場合、保育所はどのような体制を取るか。

イとして、保護者による子どもの送迎が予想されておりますが、その手段をどう見るか。

ウとして、国道・道道が通行止めとなった場合、警報の解除には津波の反復襲来や瓦礫の発生などにより、長時間通行止めが予想されます。この場合、予想される対応策はどのようなになりますか。

エとして、長時間保育所が孤立することが予想されるが、それらの対応策をどのように考えているのかお伺いし、1回目の質問といたします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 4番、音喜多議員のご質問にお答えいたします。

1点目の「災害予防対策について」のうち、(1)、アの「町内での何かの特別な指定区域あるいは継続して監視していく等、注意すべき地域はあるのか」についてであります。厚岸町地域防災計画では土砂災害の予防計画として、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所、山地災害危険地区を定めております。

一つ目の土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、北海道が指定している区域で、土砂災害に関する対策工事だけではなく、土砂災害が発生する恐れがある土地の区域を明らかにし、警戒避難態勢の整備等のソフト対策を推進することで、住民等の生命や身体を土砂災害から守るため制定されたものです。

町においては、土砂災害特別警戒区域として12箇所、土砂災害警戒区域として18箇所が指定されている状況にあります。

二つ目の土砂災害危険箇所は、国土交通省の要領により北海道が調査を実施し、土石流や地すべり、急傾斜地の崩壊が発生する恐れがある区域として、町においては129箇所

が公表されている状況にあります。

三つ目の山地災害危険地区は、林野庁の要領により北海道が調査を実施し、山地災害の発生する恐れがある地区として、147箇所が公表されている状況にあります。

このほか、国土交通省の「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン」に基づき抽出された大規模盛土造成地が7箇所あり、町ホームページに「厚岸町大規模盛土造成地マップ」として公表している状況であります。

次に、イの「付近住民への危険度や注意点等の有無の存在等はあるか」についてであります。指定や公表がされている区域等にあつては、それぞれどのような現象発生の恐れがあるのかを分類しており、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域においては、発生する土砂災害の種類を、急傾斜地の崩壊及び土石流の2種類で指定しております。

また、土砂災害危険箇所においては、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流及び地すべり危険箇所の3種類で公表しており、山地災害危険地区においては、山地崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区及び地すべり危険地区の3種類で公表しております。

このほか、避難勧告等の発令基準や土砂災害の前兆現象についても周知しており、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の指定にあつては、対象住民に対し事前説明も行っております。

続いて、2点目の「建設中のしんりゅう保育所の危機管理について」のうち、(1)、アの「地震による津波警報等が発令された場合、保育所はどのような体制を取る考えか」についてであります。建設中のしんりゅう保育所については、全児童を全職員が引渡し、隣接して設置されている指定緊急避難場所の「旧真龍中学校裏山」へ避難をすることになります。

指定緊急避難場所には、備蓄倉庫を設置し、現在この倉庫には、テント11張り、簡易トイレ1基、石油ストーブ5台、灯油缶5缶、毛布50枚、アルミマット20枚、ラジオ3台が備蓄されております。

しんりゅう保育所は統合によって児童数も職員数も増えることとなりますので、備蓄品については今後数量を検討の上、追加補充することとしております。

次に、イの「この場合、保護者による送迎が予想されるが、その手段をどう見るか」についてであります。津波警報の発表または津波の襲来がある状況下においては、保護者の送迎はやめていただくことが原則として考えておりますが、もし保護者が来た場合は、一緒に避難していただくこととしております。

次に、ウの「国道・道道が通行止めとなった場合、警報の解除、津波の反復襲来等と、瓦礫発生による長時間通行止めが予想される。現実に想定される対応策はどのように考えているか」についてであります。国道、道道が通行止めになるような津波が襲来した場合には、基本的には指定緊急避難場所へ避難し、その場で待機することになります。

また、津波の襲来が収束し、安全が確保された段階で、指定避難所等に避難することとなります。

次に、エの「長時間保育所が孤立することも想定されるが、その対策をどのように考えているのか」についてであります。しんりゅう保育所が津波の被害を回避することができた場合は、安全が確保された段階で、保育所に戻るようになります。

この場合、保育所には半日分程度の水を確保できるよう受水槽を設置しており、節約によってさらに伸ばすことも可能と考えております。

食糧の確保については、今年度に非常用食品を、新たに2回分程度購入し、在庫品と合わせて5回から6回分程度備蓄したいと考えており、さらに、電気、ガス、水道が使用できない場合を想定して、アルファ米や長期保存水などの備蓄品を整備していきたいと考えているところであります。

また、保育所には、子どもたちそれぞれが持ち込んだ昼寝用の布団がありますので、それらも活用して長時間の孤立に対応することになります。

以上でございます。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 2回目の質問にまいらせていただきます。

災害関係についてです。資料請求させていただきまして、2度にわたって、その対応していただきましてありがとうございます。この資料によって、一目町内の危険箇所がわかるということになっております。それでお尋ねしていきたいと思っております。

特に、この危険区域が数ある中で、土砂災害特別警戒区域12箇所、それと土砂災害警戒区域18箇所、合わせて30箇所、これにはそれぞれ、その付近には住民が張り付いているというか、住み着いていると判断していいわけですね。その辺はいかがですか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域、こちらにつきましては、もちろん住家が張り付いているところもあります。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 このほかにいろいろなところがあるのでしょうか、その危険度のレベルがずっとまだ下がるだろうと。特に、ちょっとした長雨あるいは大きな地震とか、そういったもので注意をしなければならないところは、この30箇所、普段、特に注意しなければいけないなと思うところではありますが、判断として、その30箇所以上にさらにやらなければならないでしょうけれども、とりあえず当面は、当面はということはないですが、この30箇所について、特に注意をしておけばいいと判断しますか。あるいは、もっともっと全部が注意しなければならないと考えるか。その辺の、担当者としての判断はいかがですか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） 各所、警戒区域として指定されておりますけれども、例えば実際に大雨等々が起きたときにつきましては、この警戒区域以外の部分、すなわち例

えば、町内においては地すべり地域等々もあります。こうい部分については、特に私ども担当課としては注視をしているといったような状況でございます。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 今までもそういった形で注意はしてきたと思うのですが。それで、最後のほうにその注記の危険区域に住んでいる対象住民に対して、ある程度説明はしてきたと。それは、どういう説明の仕方というか、そういう長雨になった場合に、警戒区域というか警戒レベルに達したから注意してくださいとか。あるいは普段ホームページで公表しているから、それで周知していると判断するのか。特別、特別というか、その時期、その状況になったときに特段周知するとか、そういったことはしているのか、していないのか、その辺はいかがですか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） 特に警戒すべきところとしては、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域がございます。こちらにつきましては、北海道が指定するに当たりまして、この地域住民の方々にお集まりいただき、説明会を開催してから指定をするというような運びになっておりますので、今回町の中で指定されている部分につきましても全て地域住民の方を集めた説明会のほうは開催した上での指定というようなことになっております。

また、地すべり地域は、これら土砂災害の部分につきましては、実際その雨によって土砂が緩んできておりますよだとか、地すべりで少し動いてきておりますというようなものにつきましては、その状況に応じまして、北海道と連携を取りながら、地域の方に説明する部分もありますし、今のところまだ、この土砂災害の警戒区域の中でそのような事例が発生はしておらんですけれども、地すべりの関係におきましては、やはり新たに、例えば地すべりが想定されますよといったところにつきましては、しっかりと地域の方々に集まりいただきまして、どうしてこういうふうになったのか、こういう状況になりますと警戒情報を出しますよだとか、そのような説明を全て開いた上で対応を取っているというような状況です。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 現在、新しいところ以外というか、これから想定される場所以外は、既に住民説明は適正にされていると判断していいわけですね。その辺はどうですか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） この土砂災害特別警戒区域とこれからもまだ増えていきます。現在、北海道が調査を行いまして、完了次第、順次、この指定箇所が増えていくと

いったような流れで、これは厚岸町のみならず、北海道内全ての自治体において同じ手法で同じ手続を踏んで指定をされていくというような状況になっておりますので、今回、町長が答弁いたしました箇所につきましては、それらの対策は取った上での指定だと理解していただいても構わないと思います。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 わかりました。今までのところについては、それなりにきちんと対応していると見ていいかと思えます。

それで、今年の町長の執行方針の中にも、この土砂の関係について、土砂対策について一部載っております。今年、新たな地すべり対策として、桜通りの地すべり観測と国が推進する大規模盛土調査を実施するというふうになっております。これは、盛土なんかについては新聞等で報道されておまして、厚岸町もその対象になったわけですが、その辺の取組については、これからの部分だろうと思えますが、どのように対応しようとしているのかお伺いしたいと思います。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） 私からお答えさせていただきます。

まず、桜通りにつきましては、本年度においては現地のボーリング調査を行いまして、あと地すべりの結果観察とボーリング調査を行った上で、今後どういった対策を取るかという調査を今年度行うということになっております。

それから、大規模盛土に関しましては、ただいま町長の答弁にもありましたように、ホームページでその対象箇所をお示ししているところですが、全ての箇所数は7箇所ございますが、それらを今国のほうで洗い出しを行って7箇所という箇所数が出たわけですが、それらの7箇所につきましては、現地のほうに入りまして、実際に入って、実態調査というか、その辺のまず調査を行うと。その後、また次年度になりますけれども、それら盛土のボーリング調査等を行いながら、安定計算を行って危険かどうかといったような判断をしていくという流れになってございます。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 桜通りの地すべり、これは何年くらいかかって判定されるのか。それから、大規模な盛土、この調査7箇所も今始まった、今年から始まるばかりですが、何年くらいたったら確定するものなのか。その判断として。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

まず、桜通りですけれども、今年度まず実態を調査するわけですが、それを受

けてどのくらいの地すべりが今起きているかというのものはっきりわかってくるとは思うのですが、その中でどういった対策を行って行くかというのが検討課題になってくると思います。それによりまして、その危険度度合いにもよりますけれども、対策工事を検討した中で、何年かけて対策を行っていくか、そういった部分も含めて検討を行っていくことにはなろうかと思えます。

ただ、直ちに全て滑ってしまうとか、そういったような状況には今ないとは思っております。というのは、過去にも対策工事して、現在もその対策工、残っておりますので、直ちに崩壊するとか、そういったような危険性はないものとは判断しておりますけれども、いずれにしましても今年度の調査において、ある程度方向性が見えてくると感じております。

それから、大規模盛土につきましては、今年度現地調査を行って7箇所の優先度を検討していくこととなります。それらの来年度に向けての計画づくりというのを今年度行うこととなります。その上で、国の交付金の関係もありますけれども、どのくらい7箇所分の事業量が来年度以降できるかというのにもかかってきますけれども、なるべく早く調査結果が出せるように、国のほうにも要望してまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 いずれにしても、安心して生活できるというか、そういう状況に行政としては対応していかなければならないわけですので、そういう盛土にしても、結果的にはそこに家建ててしまったら、大きな財産を抱えての生活ですので安心感はほしいと思います。それで、この部分についてはしっかりと付近住民あるいはそういう該当する地域についての住民に、例えば今この大規模盛土の盛土については、ホームページに記載されているというふうに周知されているけれども、ホームページを見るという人はそんなにそんなにいないと思うのです。私その辺のところ、そうかといって敢えてあおることもないのです。ここは盛土でもって危ないというふうに指定されたら、そういうあおることもないのですが、いざとなったときに事故が起きてからではやはり遅いので、その前に何らかの取る策がないかという思いもありますので、その辺のところ重々検討の上、付近の住民に対しての対応を取られるよう、要請して終わります。

次に、しんりゅう保育所の危機対策の関係であります。しんりゅう保育所は、あそこへ通じる道といいますと、44号線を越えて、また14号の道道、あの道1本なのですね。たまたま今回は真栄町や港町あるいは住の江町の大方の子どもさんたちは、あの道を通って保育所に通うと。あの道が、今指摘しているように地震、津波と、縁の切れないこの海岸地帯で、そういう津波警報が発令された場合、早く手元に、親の手元に返したいという思いやら、親は早く子どもと、我が手元に置きたいという思いというのはあると思うのです。お互いにそういう災害で混乱し合うときには、こういう津波というものはなければいいわけですが、昨日の議会でも、やはり津波の議論がされているように、新聞にも出ているように、間違いなく来るという書き方をしているわけです。過去にあの道封鎖されたこともあるわけです。そういうことからすれば、やはり1番大事なことではないのかなと。特に太田方面あるいは上尾幌方面からの子どももお預かりするわけで

すから、もうずっと、どっちに逃げようにも逃げようのない道、あの道1本だけなので
す。

そういった場合に、やはりこの今日の答弁書にもあるとおり、保育所の中で長時間対応しなくてはならない。孤立してしまうわけですね。やはり、これはちょっと真剣に考えなくてはならない部分だと思うのですが、その辺はどう思いますか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

津波警報発令中の場合につきましては、やはり、答弁書で1回目書かせていただいたとおりのですけれども、保護者の方が迎えに来てしまった場合につきましては、それを保育所のほうにとどまっていたら、一緒に避難していただくことになりまして、それがやはり家のほうに戻ってしまうというふうになりますと、海のほうに向かってしまうことになりまして、繰り返しになりますが、一緒にとどまっていたらと考えます。

これが長期化した場合ということでございますけれども、津波警報以外の場合であれば、保育所内において水も半日分程度貯水できるということと、これを節約しながら使うと1日ちょっとは使えるわけなのですけれども、それに加えて食糧も、日々の給食の食材をも活用しながら、プラス2日分ほどの備蓄食糧を確保しておりますので、それらで食事についてはつないでいきたいと考えております。

またさらに、暖をとるに当たっては、保育所のほうに子どもたちの昼寝用の布団などもありますので、フルに活用しながら、さらに避難場所にあります備蓄倉庫にあります物も、一部町民の方、避難された町民の方も使われることになろうかと思いますが、それらとも連携しながら、災害対策本部とも連絡を取り合いながら、さらに長期化する場合には違う援助をお願いするとか、その辺を考えながら保育所の運営と避難に当たって踏まえていきたいと考えております。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 いろいろ考えてみても、交通というか、今車時代で、簡単に送り迎え、普段はしていても、あの道が津波警報出たら止めるということは間違いないですから、迎えにも行くことはできない、歩いて帰ってくると。昔から歩けと言われた。そういう車は危ないから。津波であろうと。そういう歩くということを考えるとしたならば、やはり藪を漕いでも高台というか、時間がたてば宮園高台とか、あるいは住の江とか、そういったところ、何とかあそこ抜ける道を考えてほうがいいと。それは保育所だけではなくて、もうちょっと別なルートでもって津波対策というか、その意味で別な観点から別のルートを将来的に考えると、新たに考えるということが私は適正というか、将来的にも課題ではあるが必要ではないかと思えます。そのルートはいろいろとあると思えます。これは行政上考えて。

今もうちょっと北側のほうに、かなり盛土をしながら浚渫された盛土がされています

し、こっちの山の手あるいは宮園1丁目のほうの、あそこに比較的歩いていても近いです。いざとなれば、親はもう日が暮れるとか、そういう遅くなる時間帯であれば、歩いてでも子を迎えに来ると思うのです。そういう親も出てくると思います。そういうためにも、将来的な道路ということをぜひ考えていただいたほうがいいのではないかと思います、その点についてはどうでしょうか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 大きな課題でありますので、私からお答えをさせていただきます。

まず、このたびの建設中、今のところ7月に開所したいと考えておるわけであります。何と言いましても、やはり親が安心・安全できる保育所でなければならない、そのように考えます。特に昨今はいろいろな自然災害も多いわけであります。また、先の閣議からいろいろな地震・津波等の質問もあったわけであります。そういう中で5月29日、閣議決定をした中で防災基本計画というものが見直されたわけであります。そういう中で今、さらに北海道がそれを元にして検討する。そしてまた厚岸に戻す。そのような計画という物が届くわけであります。そういたしますと、厚岸自体の防災基本計画を見直しをしようと、そのように考えております。

そういう中で、新しく道路をつくったらどうかというお話しであります、どの辺に道路をつくったらいいのか、いつできたか、音喜多議員からも道路の旧真龍中学校の裏山の話もあったわけでありますが、いろいろなやはり安全・安心ということを考えながら、これから厚岸のまちづくりをしていかなければならない当然のことであろう、そのように考えますが、道路をつくったらどうかということについては、やはり予算等も伴うわけであります。予算だけではなくて、やはり第一の安全です。安心です。それを大事にするということも必要なのですが、やはり先に立つものがなければ当然できないわけでありますので、いろいろと検討しながら、今後のまちづくりに対応してまいりたいと、そのように考えておりますので、質問いただいたことについては、こうしますということについては、この場では差し支えたいと思いますのでご理解いただければと思っております。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 今、私のほうから提案申し上げましたように、新しく、将来、未来永劫に活用する保育所、できたはいいが、実際に前を海にして、この地域の弱点というか、弱いところは津波ということに対する対応がきちんと町民考えなくてはいけないと思います。そういった意味では、ぜひ重いし、長い時間のかかる課題なのかもしれませんが、ぜひこのことをずっと課題にして、どうやって子どもたちを、万が一そういった場合は速やかに親に返すとか、長時間にわたって保育所では預かる方法としてはどうい方法がいいのか、その辺を検討して対応していただければと思います。

以上で、終わります。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 今、ご指摘がありましたとおりであります。やはり、子ども達を安心して預けられる保育所、これは最も大事なことであります。今回の新しいしんりゅう保育所については、本当にすばらしい建物です。また、施設等であります。しかしながら、やはり昨今のいろいろな災害等を考えますと、さらにまた親としては心配な点もあるわけでありますので、今後とも安心な保育所として推進されますことを頑張ってまいりたいと、そのように思いますのでご理解いただきたいと思っております。

●議長（堀議員） 以上で、4番、音喜多議員の一般質問を終わります。
本会議を休憩します。

午前11時44分休憩

午前11時44分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

次に、2番、石澤議員の一般質問を行います。

2番、石澤議員。

●石澤議員 先に提出した通告書に従って質問いたします。

最初に新型コロナウイルス対策についてです。

新たな感染拡大が始まる前に、町内の医療、介護現場でのPCR検査を定期的に行うべきと思いますがどうですか。

2、新型コロナでの国民健康保険条例の改正により、傷病手当金支給の規定ができました。自営業者などが除外されているのですが、その適用を広げる必要があると思うがどうですか。

体温測定カメラの設置を保育所や学校に考えられませんか。認定こども園などに設置した自治体もあります。

次に、空き家対策についてです。

町内の「特定空き家」について、これからどのようにしていくのか。自然災害の規模が徐々に激しさを増しています。他の自治体では解体費用が高額でなかなか進まないの、解体費用の補助や老朽空き家を土地を含めて寄附してもらい、空き家を撤去したあと公園などに活用している自治体もあります。当町でも取り組んではどうですか。

3、子どもたちの学び、心身のケアと安全を保障するために。

子どもたちは新型コロナウイルス対策による休校で、かつてない不安とストレスをため込んでいます。子ども一人一人を大切にすると手厚い教育が必要になってくると思いますが、どのような対応をしますか。

例年どおりの授業内容では詰め込みになり、子どもたちに新たなストレスをもたらし、子どもの成長をゆがめ、学力格差をさらに広げることにつながりかねません。「学習内容

の精選」という方法もあると思います。1年間ないし2年間の見通しの中で、行き届いた教育の実現を図らなければならないと思いますが、どのような方策を考えていますか。

心のケアを含め、子どもたちや保護者が相談できる体制を整えることが必要と考えます。どうですか。

消毒や清掃など新たな負担が教育現場に課されています。その軽減対策はどういたしますか。

4、給付型奨学金についてです。高校生以上を対象に給付型奨学金の制度を導入する考えはありませんか。

これで1回目の質問を終わります。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 2番、石澤議員のご質問にお答えいたします。

1点目の「新型コロナウイルス対策について」のうち、(1)の「新たな感染拡大が始まる前に、町内の医療、介護現場でPCR検査を定期的に行うべきと思うがどうか」についてであります。釧路地域におけるPCR検査の実施は、釧路保健所が指定する感染症指定病院及び感染症の二次救急当番病院の医師の指示に基づき実施するもので、任意での検査の実施はできないこととされております。

このため、現時点においては、任意での定期的なPCR検査の実施は難しいものと考えております。

次に、(2)の「新型コロナウイルスでの国民健康保険の傷病手当金支給について、自営業などが除外されているが、その適用を広げる必要があると思うがどうか」についてであります。傷病手当金の支給につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いにより、療養のため労務に服することができない人のうち使用人に雇用されている方、いわゆる被用者に対して休みやすい環境を整備することが重要であることから傷病手当金の支給を検討するよう北海道から市町村に要請があり、厚岸町においても、先の第2回臨時会において国民健康保険条例の一部を改正する条例を提案し議決をいただいたところであります。

自営業者等については、被用者と異なり、療養の際の収入減少の状況があり、季節などによって収入が大きく異なる職種もあるなど多様であり、所得保障として妥当な支給額の算出が難しいなどの課題があることから対象としていないとする国の考えを踏まえ、町においても対象としていないところでありますのでご理解願います。

次に、(3)の「体温測定カメラの設置を保育所や学校に考えられないか」についてであります。体温測定カメラについては、認定こども園などに設置されたことやその利便性について承知をしているところであります。当町においては、家庭での子どもの健康観察が重要であるとの考えから、保育所では、子どもを受け入れる際に、家庭での検温の結果や体調などについて確認をしております。

また、小・中学校では、保護者に朝晩の検温などをお願いし、健康観察シートを活用して、児童・生徒の健康状況の確認をしております。職員、教職員についても同様に家庭での検温を行っております。

なお、保育所及び小中学校には、既に非接触型体温計を配備しており、家庭での検温を行っていない場合等については、通所または登校時等に検温を行っておりますので、体温測定カメラの設置については現在のところ考えておりません。

続いて、2点目の「空き家対策について」のうち、(1)の「町内の特定空き家について、これからどのようにしていくのか、他の自治体では解体費用が高額でなかなか進まない、解体費用の補助や老朽空き家を土地も含めて寄附してもらい、空き家を撤去した後、公園などに活用している自治体もあるが、当町でも取り組んではどうか」についてであります。空き家等に対する総合的な対策を講じるためには、まず空き家等の所在や、その状況等を把握する必要があることから、町内全域を対象とする空き家等の実態調査を本年7月から実施いたします。

また、地域住民や学識経験者などで構成する協議会を本年度中に設置する予定であり、実態調査の結果を踏まえて、ご意見をいただきながら、法に基づく「特定空家等」への措置や空き家等の利活用の促進など、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、「空家等対策計画」を策定するとともに、空き家所有者等の自発的な除却を促進するため、空き家の解体に対する費用の一部を助成する制度の創設を検討することとしております。

ご質問の「特定空き家」については、「空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項」に規定されている「特定空家等」と思われますが、「特定空家等」については、先に申し上げた実態調査により特定した空き家等のうち、適切な管理が行われず、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家等を、国が示すガイドラインを参考に町が定める判断基準により、協議会の意見等を踏まえて、私が認定するものであります。

また、空き家等の跡地の利活用については、行政目的がない段階で、町が空き家等の寄附を受けることはありませんが、例えば、今後、地域住民から公園整備の要望がされ、公園として必要十分な面積が確保できる土地に「特定空家等」があり、所有者等が土地と建物を寄附していただくなど、その地域内で整備条件が整い、行政需要と一致した場合、協議会の意見等を踏まえ、一つの施策として検討していくことになるものと考えております。

3点目と4点目のご質問については、教育長から答弁があります。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 私からは、3及び4についてお答えします。

最初に3「子どもたちの学び、心身のケアと安全を保障するため」についてお答えします。

(1)「子どもたちは新型コロナウイルス対策による休校でかつてない不安とストレスをため込んでいる。子ども一人一人を大切にすると手厚い教育が必要になってくると思うが、どのように対応をするのか」についてであります。昨年度末の臨時休業と新年度が始まって2週間での臨時休業は、子どもにとって、かつて経験したことがない外出の制限や友達と会えないことなど、不安やストレスの要因となる生活となりました。幸いにして、これまでのところ厚岸町の子どもに休校措置が直接の原因として、体調不良や

心因性の病気となった事例は報告されていません。

しかしながら、不安やストレスがないと断言できるものではありませんので、学校では引き続き、朝の健康観察のほか、授業中や日常の行動、友人関係など、これまで以上に児童生徒一人一人をきめ細かく見守ることで、小さなサインを見逃さずに指導を行ってまいります。

次に、(2)「例年通りの授業内容では、詰め込みになり子どもたちに新たなストレスをもたらし、子どもの成長をゆがめ、学力格差をさらに広げることにつながりかねない。

「学習内容の精選」という方法もあると思う。1年間ないし2年間の見通しの中で、行き届いた教育の実現を図らなければならないと思いますが、どのような方策を考えているのか」についてであります。今般の臨時休業の日数は26日間となっており、学校再開後は、この間実施できなかった学習について、今後順次進めていくこととなっております。

「学習内容の精選」については、行事の中止や内容の変更等による対応、教育課程の再編成による指導計画を修正する対応、補充学習の機会の設定や家庭学習の在り方の工夫による対応などを行っております。

文部科学省通知では、時間割編成の工夫や長期休業期間の短縮、土曜日の活用、学校行事の重点化等の取組を行いながら、できる限り年度内の学習を終えることとされております。しかしながら、学校における指導を充実したとしてもなお予定していた内容の指導を年度内に終えることが困難である場合は、特例的な対応として、指導内容を次学年、次々学年に移して教育課程を編成することができるとされています。

現段階では、夏季休業を短縮することで、年度内に指導を終えられるようにしておりますが、今後臨時休業が実施された場合など状況に応じて検討してまいります。

次に、(3)「心のケアを含め、子どもたちや保護者が相談できる体制を整えることが必要と考えるがどうか」についてであります。学校では、従来より家庭訪問や電話連絡などにより、子どもの状況の把握に努めております。

臨時休業期間は、IP電話を増設して担任が子どもの顔を見ながら話ができる体制が整えられ、表情を見ながら対話することで、これまで以上に状況の把握ができたり、子どもが学習の質問ができるなどの効果もあり、高評価をいただいております。

IP電話については、当面の間、学校に設置されることから、今後も継続して活用してまいります。

子どもたちや保護者の相談については、担任や養護教諭に相談する体制が整えられています。今後も継続していきますが、必要に応じてスクールカウンセラーや関係機関とも連携した教育相談を行ってまいります。また、児童生徒や保護者が24時間無料で電話相談ができる「子ども相談支援センター」など相談窓口の周知を繰り返し行っています。

次に、(4)「消毒や清掃など新たな負担が教育現場に課されている。その軽減対策はどのようにするのか」についてであります。各学校では、教室内の換気や消毒などの感染症対策は、教職員が行っております。

今国会において、新型コロナウイルス感染症対策の強化を目的とする臨時交付金補正予算が可決・成立し、教師が子どもの学びの保障に注力できるよう緊急的にスクールサポートスタッフが配置されることになりました。

これは、北海道教育委員会が事業主体となり、臨時休業の長期化や段階的な学校再開後の子どもの学びを保障するため地域の感染状況に応じて、スクールサポートスタッフを各学校に1名配置し、教室内の換気や消毒、清掃のほか、家庭学習や家庭への連絡、資料の準備や印刷、子どもの健康観察のとりまとめ作業など、教師の業務をサポートするものであります。

教育委員会としては、感染症対策の強化によって増加する教職員の業務負担を軽減するために、この事業を活用したいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、4「給付型奨学金について」お答えいたします。

(1)「高校生以上を対象に給付型奨学金の制度を導入する考えはないのか」についてであります。

家庭の経済状況にかかわらず、意欲と能力のある、全ての子どもが質の高い教育を受けることができるようにすることは、極めて重要なことであります。

教育の機会均等を図るための奨学金制度に関しては、まず国が制度を制定し、北海道や市町村が実情に応じて制度の不足する部分を補完することが必要であると理解しております。

奨学金制度の現在の状況は、国が支援している日本学生支援機構の制度や、北海道教育委員会による公立高校生等奨学給付金などがあります。

教育委員会では、昭和41年度から奨学金制度を実施しており、貸与額は高校生が月額1万2,000円、専門学校生、大学生等は月額2万5,000円、看護系大学生は月額7万円で、返済は無利子となっております。

国は、今年度から授業料や入学金の免除と一体になった給付型奨学金制度を導入しております。

教育委員会としては、こうした国の制度を活用していただくことが基本であると考えております。その上で、さらに奨学金を必要とする人がいる場合には、国の制度を補完するものとして、給付型奨学金を含めた、新たな奨学金制度を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

●議長（堀議員） 石澤議員の再質問以降は、昼食休憩後といたします。

再開は午後1時10分といたします。

午後12時06分休憩

午後1時10分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

一般質問、2番、石澤議員の再質問より進めてまいります。

2番、石澤議員。

●石澤議員 まず最初にPCR検査のことなのですが、定期的なPCR検査、難しいということなのですが、ウイルスの感染はまだ収まってはいないですね。下火になっ

たというだけなのですが。秋冬になってくるとインフルエンザの流行も出てくると思います。それで、何より医療、介護現場というのは3密のリスクがすごく高いですよね。そうすると、そこで働いている人たちにとっては、誰が感染してるとか、ひょっとしたら自分が感染してるかもとか、そういうような不安を抱えながら現場で働くことになると思うのです。

それで、今すぐやれということではないですけども、千歳市の茨戸、施設でしたか、あそこはすごい感染しましたよね。それで、そのときにPCR検査とか、感染者と、それ分けることが簡単にできなくて、すごい広がっていったというのがあります。それから国に任せておいたら、国はなるべく、何か見ていると、一生懸命やると言っているのですが検査をしないで済まそうかというような感じもしないでもないです。ですから、検査をまずするという体制を医療現場とか、それから介護現場のところで、自治体自分でやることを考えると、そういう方策を取っていくべきと思って私はこの提案をしたのですが、どういうふうに考えていますか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

独自の検査ということは、将来に向けて考えていかなければならないことではあるとは思いますが、現状、釧路地域における検査につきましては、行政検査ということで、先ほど町長からご答弁ありましたとおり、釧路の保健所が指定する感染症指定病院ですとか二次救急当番病院の医師の指示に基づきというふうになっておりますので、今段階につきましては、この対応のままということでご理解願いたいと思います。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 感染しないと動けないということみたいですね、そうなる。そういう感じがするのですが。そうではないと思うのですが。日本の検査の機械って、すごい性能がいいのです。世界で使われている全自動で大量に正確に検査できる機械は日本製なんですって。フランスから感謝状までもらったということらしいのですが。今は、その検査のやり方も抗体検査からいろいろな検査の種類もありますよね。そういうのがあるので、千歳なんかは検査センターをつかってほしい、千歳市にも、というような要望も出ています。とすれば、釧路にも検査センターをつくるような要望をしてもいいと思いますし、このインフルエンザじゃなくてコロナはこれからどんどん変わって行って、子どもたちの中にあつた川崎病ですか、それに変異しているという話も出てきています。実際、川崎病が入ってきますと、子どもたちの中にもそれが広がっていくという、若い人にも入るということになりますので、今のうちにそういう体制を整えていくということを考えてほしいと思いますがいかがですか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

釧路地域におきましては、医療従事者の関係する医療従事者の数等のこともあろうかと思えます。全くだめということではないと思えますが、その検討に向けては、将来に向けては検討しなければならないかとは考えておりますが、まず、今段階、釧路地域においては予防することが大事と思えますので、ご理解願いたいと思えます。

- 議長（堀議員） 2番、石澤議員。

- 石澤議員 予防もとっても大事なのですけれども、何かあったときの体制も整えてほしいと、そう思います。それをお願いして、次に移ります。

それから、次ですが、国民健康保険のことなのですが、傷病手当支給の問題ですけれども、3月26日の参議院の厚生労働委員会で、この問題を我が党の議員が取り上げまして、自治体の上乗せは可能という答弁を引き出しています。それで、やはり事業主一人の場合もありますし、事業主が倒れてしまうということが、コロナに関してですから、そういう傷病手当を自治体でつくることができるようになっていきますのでやってほしいと思えますがいかがですか。

- 議長（堀議員） 町民課長。

- 町民課長（布施課長） お答えさせていただきます。

この傷病手当につきましては、これまでどこの市町村でも支給はしている制度はありませんでした。今回につきましては、国の経済対策の一環として傷病手当の支給した場合には、財政的へ支援を全額するというところもありました。それで、今回、議員おしゃられるように市町村の裁量でということはあるのですけれども、まずは国のほうでは、1回目の答弁でもあったように、季節によって、この計算自体が直近3カ月の給料を基に計算する、支給する額を計算するということになっていきますので、季節ごとで、その季節での、直近3カ月が収入がすごく多くなってしまっている場合等の支給額が高くなってしまふ、それは不公平ということにつながるということもあって、このような事業主を除いた制度となっているというようなことでありました。ですので、国のほうの制度となっているところで、今のところはそちらの制度に従って、基準ですので、財政的な支援を行う基準の中で対応していきたいと考えております。

- 議長（堀議員） 2番、石澤議員。

- 石澤議員 収入が多い人とか、そういう部分ではあると思うのですが、その時期によって。コロナで仕事ができなくなったという人の場合は、相当長い期間、重症になったら後遺症もできてきて、ほとんど働けない状態になる方もいるようです。ですから、その人の収入云々ではなくて、やはり、これコロナに突出してできている傷病手当ですから、それはやはりきちんと考えてやるべきだと思うのですがどうですか。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（布施課長） お答えさせていただきます。

確かにこの制度はコロナのウイルス感染症、この傷病に対しての時限的な制度ではあります。全国的にやはりこの傷病手当を支給するという市町村がほとんどになってきております。最近では、やはりそういう議員おっしゃられたような要望というものも出てきているように聞いております。国への、その制度に対して要望ということも今後出てくるとは思いますので、そのような流れの中で国のほうの対応に対して、町としまして、もし要望等が、今流れがありますので、そこら辺を見ながら進めていきたいと思っております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 鳥取県の岩美町かな、ここでは事業主も傷病手当の対象とされることになったとなっています。ですから、先ほど言ったように、確かに全国で声が上がっているということなので、本来は傷病手当がないのがおかしいと思うのですけれども、国保にも。けれども、今回の場合コロナということで特別ということなのですが、ぜひ前向きにもっと国に対しても要望して行ってほしいと思うのです。このままでは大変になるし、雇ったときに大変な思いををすると思うのです。だから、それも今検討するような話してくれましたので、ちゃんとやってほしいと思います。その人が倒れてしまったら、営業できない事業主もたくさんあると思うのです。だから、そのためにも傷病手当というのはとても大事なことだと思いますので、ぜひそれは検討してください。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（布施課長） 事業主の方が雇った場合には大変なことになるということも、私どもも理解しております。ただ、今まで傷病手当がなかったというのも、もともとは財源、充てるものはもともと税の中にも含まれていなかったものでありますので、その辺は今回国からの支援があるということで進めて、傷病手当という手当ができたわけですが、今後におきましては、国の動きを見ながら対応をしていきたいと思っておりますのでご理解願います。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 よろしくお願ひします。

次なのですが、体温測定のカメラ、保育所、学校なのですけれども、今のところ大丈夫だということなのですが、どうしても子どもたち受け入れるとか、そういうときに忙しい、子どものことでお話しをしたり何だりするし、親との関係もあるのでしょうか、そういう中で、やはり首か何かにつける測定のやつもあるのかな、体温。でも、あれって気温が上がったり下がったりすることで変わりますよね。その子の、親がちゃ

んと検温して、出してやれば良いのですけれども、そうでない場合もあると思うのです。そういう意味では、体温測定カメラの設置というのは、やはりある意味、二重に守ることになるのではないかと思うのですがどうでしょうか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

まず、ご家庭での家族全員での検温というのも大事だと思いますし、二重チェックということでのご提案もありましたが、それをまた保育所で、今このピットとやる接触型で二重の体温測定というふうにしまして、おでことか顔とかですと、やはり外気とかの影響もあるのですけれども、より外気に影響の少ない首とかですと割と実態に近い体温が測れるのではないかとはいえます。それに加えて、お子さんの状況を親御さんからお預かりするとき、お話ししながらお預かりしてというところで今対応しようというふうには、継続していこうというふうには思いますのでご理解願いたいと思います。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 朝って、すごい忙しいですよ。親にすれば。子どもを預け。太田の保育所見たときに、のんびんだらりんと言ったら怒られるのですけれども、それゆっくりと連れて行ける場所であれば良いのですけれども、働くお母さんたちが連れて行く状態で、子どもの検温をしながら、あんた早くしなさい、ご飯食べなさい、ばたばたばたってやっていく中で、少しでもそういうのが省くことができれば、お話しをしながらでもその場で、その子どもの体温とかを測ることができる、そういう装置があれば、少しは楽になるのではないかと思うのです。どうしても、それほど高い物ではないと思うのです。だから、新しく保育所もできますので、そこに設置するということができれば良いのではないかと思うのですがどうでしょうか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

このようなご提案もありがたいご提案というふうにも思いますし、確かに議員おっしゃるようになりますと、二重のチェックですとか、迅速な受入れができるのではないかと思うのですけれども、私どもとしてちょっと考えたところ、モニター、その機械を設置して、そしてモニターを見て温度の状況をというふうを確認するわけなのですけれども、朝、やはり保育所職員におきまして、お子さんを受入れながら、モニターのチェックをするというふうになりますと、ちょっと人数的な確認するというのももう1人考えなければいけないというところもありますので、その辺の受入れ体制といいますか、職員の人数に応じた状況ということもございますので、現状のままの今の保育の受入れと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 そうですね。ただ、この人員削減というか、少ない人数でもできるということもありますし、少しちゃんと考えてほしいと思います。

それで次に移りますが、子どもたちが本当に安全に行けるということが大事だと思いますので、その辺よろしくをお願いします。

次、空き家です。空き家対策なのですが、そうするとまだこれは空き家等という総合的に決めてはいないということなのですね。制度を検討するということですから。そうすると、前から結構空き家の問題を、この議会で取り上げていたと思うのですが、ここが危ないとか、こういう話とかあったし、あそこはどうするのだとかという話が何度かこの議会でも取り上げられたと思うのです。今、このすごい台風とか風が強いとかいう場合で、道路際の建物の中にはすごく危険な物も結構あります。そういう物も、この特定空き家の設置の場合に、そういうのも全部含めて、どのくらいの調査になっているのですか。もうすぐ、こういうのは決められる状態になっているのでしょうか。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

まず、この令和2年度で予算で、この空き家に関する実態調査、これは業者に委託しまして、今現在進める状況となっております。ちょっとお話しをさせていただければと思います。これからのちょっと計画であります。

まず、こちらのほうになります。この業者によって現地調査をさせていただくことに、これは7月から、大体2カ月程度を見込みまして、空き家と思われる建物の状態だとか、あと構造だとか、外見から調査をして写真撮影をさせていただくということになります。これは7月の広報に示させていただきたいと思います。

それと合わせてであります。27年、これは自治会の協力をいただきまして、自治会への空き家等のアンケート調査、これをさせていただいております。それと町職員による現地調査、それと水道課保有のこの水道の閉栓情報、これを元にいたしまして、まず調査対象の、この空き家がどういうところの対象があるかということをしてリストを作らせていただきまして、それと同時に、この所有者が誰かということ、この情報を固定資産の課税情報、これ今回の空き家の法律でこれが活用できるという法律になっておりますので、そういうのを利用しながら、まず所有者を特定させていただきたいと思います。

その所有者に対してであります。今後、この空き家の判断基準をするということで、まずその所有者に対してアンケートをさせていただきたいと考えております。そのアンケートの部分であります。まず空き家の判断基準というのが、まず郵便受けにチラシだとか、このダイレクトメールが大量にたまっている。あとは窓ガラスが割れたままでカーテンがないだとか、あと門から玄関までの雑草が生えているだとか、そういうのを外から見て、この委託業者が現地調査で不良と判定をさせてもらうということになります。

そして、引き続きこの並行してやる、このアンケートの内容であります。今私ども

考えているのが、まず空き家となっている理由であります。それと空き家の建築年度。それと空き家となっている期間。空き家の名義だとか、あと活用や解体の意向だとか、そういうのを含めまして、データベース化したしまして、それを基にしまして、今年度中に今想定しております協議会、これを設置いたしまして、この中でこの空き家をどうしていくのだというのをまずこの空き家対策の計画をさせていただくということになります。

それと、先ほどの道路際、特にそういうような台風だとか災害によって屋根とかが飛びそうな部分、これがまさしく特定空家、要は近隣の住宅のほうに影響があるだとか、安全面、防災面で危ないような、こういう空き家ということで特定いたしますと、それに関しては町としてもその方に、これ通知、要は指導勧告命令だとか、法的な措置を取りながら、その空き家をどうしていくかということその所有者に対してやっていただくということになります。

それと並行して、やはりすぐ建物がそういうような法的な手段がやはりやらなければならないのですけれども、もう今すぐでも倒れてきそうとなりますと、そういうような手続をやっている時間がないとなりますと、やはり住んでいる方または通行する方に支障があるというのでなければ困りますので、そういった中ではそれと並行して町としても適正に管理できるような条例も含めて、今回のこの空き家の対策を進めてまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 粛々と進めるということなのでしょうけれども、実際に飛んでしまいそうなものもありますよね。この空き家の中には、もう誰が住んでいるかわからないけれども電気がつながっている場合とかもあると思うのです。そういうときに、そこから火事が出るとか、そういうこともないとは言えないと思うのです。だから、7月から、だからもうすぐ始まるということなのでしょうけれども、前に空き家が何件あって、それがどうのこうのというのを建設課かどこかで調べていたと思うのですが、そのベースというのはどうなっているのですか。その調べてあると思うのですけれども、それはどういう状態だったか。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

これは自治会の協力のもと、平成27年にさせてもらって、空き家ということで資料のほうはありますが、ただ、その時点でははっきりとした空き家というのがしておりません。正直言いまして。今、この実態調査を行いまして、そしてこの調査をしながら、要は、あくまでもこの協議会を設置して、そしてこれが空き家ということでさせてもらって対策計画を策定して、これからその空き家に対する対策を講じていくということで、今そういうような現状となっているということになります。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 すごく、本当に、確かにそういう話し合いの中で決めて指定していくというのはとても大事なのです。だけど、本当に去年でしたか、すごいものすごい数出ていますよね。このごろ。そうなると、それに対してきちんと話し合いをしながら、そこに対して対処もしていかなければならないならないと思うのです。だから、特定指定、誰が持っているか、きちんと特定します。でも特定したときに所有者がわからなかった場合の空き家というのは、それはどういうふうに対応するのですか。そうしたら。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

私のほうからは、今、現在、総合政策課長が説明した特定空家等の制度がまだ確立されていない中で、既存の空き家ですとか建物関係の維持保全に関しまして、建設課で対応している状況をお話させていただきますと、我々としては建築基準法上の維持保全という規定がございまして、建物の所有者については建物の敷地、構造、その他などを適法な状態に維持するように努めなければならないという努力義務が課せられていることとなります。それを元に、強風や台風などの後に、やはりご質問者おっしゃられるように、壁とか屋根が飛散したりとか、剥がれたりというような現状、やはり町民の方から通報とかいただきまして、その上では現地調査、職員のほうでしまして、所有者をこちらのほうで探して、その所有者宛に今言った建築基準法上のこういう決まりがあるので、適切に維持管理してくださいといったようなお願いをしているといったような状態であります。

そのほかに、やはり緊急性を伴う場合が当然ございます。そういった場合は、消防署のほうに直接お話し行く場合もあるのです、実は。役所のほうではなくて。そういった場合においては、消防の職員の方が屋根の飛散状況、何て言うのですか、補修したりといったような実態はございます。といったような取組を現在しているといった状況にあります。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 もう平成27年頃に地域の人に協力を得て、こういう空き家の調査もしているということです。だからもう何年も前ですね。何年も経っていると思います。本当に、危険だという声も何回か来ていると思います。ですから、この早く、早く、動いていかないと、これだけ災害の問題言われていますので手遅れになったら困ると思うのです。だから、その対応も含めて、迅速にやってもらいたいのと、やはり町で買い上げるといっても含めて、そこが何か目的で、公園になる目的が必要と言っていましたけれども、それよりも何せ安全な場所を確保するということが必要だと思うのです。だから、ここにそのものがなければ害が及ばないとか、そういうところであれば町有地を増やしてもいいのではないですか。そういうのを含めて、公園何云々というよりも、その広場を確

保するという意味も含めて、買い上げて壊すということも必要だと思うのですけれどもいかがですか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えさせていただきます。

空き家対策、今日の大きな課題になっておるという認識を持っております。お話しありましたとおり平成27年にも調査をいたしましたけれども、これは目視で、ある程度の空き家対策の意味を含めて調査をさせていただいたところであります。

今、お話しがありましたとおり、危険建物、それともう一つは境界の問題、等々があるわけでごさいます、しからば解体する場合、大変なお金がかかるのです。そこで考えましたのが、空き家対策の計画をつくっていただければ国から補助が出るのです。そのために今回は大急ぎでその計画をつくらうという作業が始まるということでありまして、この点ご理解をいただければ、2番さんのご質問に答えることができると、そのように考えておるわけでありまして。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 国の制度もぜひ利用して、早めに、危ない場所は早めに解体すると。広場として町の町有地になったといいと思うのです。そういうふうにするというふうに、ぜひお願いします。

それでは次に移ります。子どもたちの問題、教育のことなのですけれども。子ども達のストレスというので言えば、友達と遊べないとか、それから遊べなかったことへのストレスとか、それから勉強がわからなくなるのではないかという、そういう不安、それから学校へ行くのがちょっと苦手な子たちの中にも、すごいストレスなんか出ているような感じがするのですが、そういうことに対しての対応ということで、先生方もすごい頑張っているのだと思うのですが、先生自身も仕事が大変だった、仕事がすごい忙しくて大変な中なのですが、そのことで先生方自身もそういう不安を抱えていると思うのですが、子どもと先生と今回のコロナのことで、お互いにこういうことが困っているとか、こうだったねとか、そういうような話し合いの場とか、そういうような関係をつくるということとはできないのですか。共有し合うというか。

●議長（堀議員） 指導室長。

●指導室長（廣瀬室長） お答えいたします。

子どもの状況につきましては、分散登校時から健康状態の把握、それから心の何か困ったことはないかというような話を聞き取る場を設けております。その際に、子どもに対して先生も困っていますというような情報の共有は、特段子どもと教師では行っていません。場合によっては話題として出るかもしれませんが、共有という段階まではいっていないかなと思います。

それから学校間での情報共有なのですけれども、こちらにつきましては、校長会、教頭会議の中で意見交流を行うということと、7月になります教務主任が各学校の教務主任を集めて研修会を予定しております。その際に情報の交流を合わせて行うこととなっております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 それほど、これからもこのコロナというのはずっと続いていくような気がします。今までいろいろな問題があって、子どもたちの中にもいらいらがあったり、それから先生方が大変だ、忙しいというのがあったりして、そういう意味では少し2カ月か、二十何日間か、の間にいろいろな変化があったと思うのですが、1年生になって入ったときに、それぞれ担任が変わりますよね。学年が上がるとか。そういう中で、先生との距離をどういうふうにとったらいいかという、子どもたちなりの駆け引きみたいなものもあると思うのですが、それがいい状態で新学期が始まってしまいました。そういうときに、子どもの大人との関わりをどういうふうに持つとか、そういうような心の重いなんかもあると思うのですが、そういうような問題も先生方の中で話し合うという、厚岸の場合やっているといると思うのですが、先生方の中で、そういういろいろな自分たちの悩みなんかも話せるという、ような状況はできているのでしょうか。

●議長（堀議員） 指導室長。

●指導室長（廣瀬室長） 学年初めの児童生徒への指導については、4月から新しい担任になった段階で、こういう学級のルールがありますとか、誰も相談してもいいのだというようなことは、学級初めだけではないのですけれども指導をしています。

距離感については徐々になじんでいくことが多いので、6月の学校再開からまた新たな人間関係づくりが進められるのかなと考えております。

職員同士の意見交流については、日常的に職員同士で行うのが常でありまして、会議の中で話題にすることもありますが、おおむね日常的に情報交流を行いながら協力的な関係を築いて、組織的に学校の子どもへの指導を行っております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 それで、子どもたちのことがちょっとすごい気になったものですから、そういうふう聞いたのですが、やはり表面に出せない子どもたちもいると思います。だから、それに寄り添うような。一人ずつ、各学校にスクール、何か、一人ずつ配置されるのですが、それは厚岸町の場合、全部の学校に一人ずつ配置されるのですか。

●議長（堀議員） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） 今般、コロナの感染症対策により、今回の臨時交付金の

二次補正の中で、全て配置されていない学校で、全てこれを1校に一人配置するという計画でございます。来週の月曜日まで道教委のほうに希望調査ということで、今やっております、教育委員会としては各学校に一人ずつということで希望を今出していく予定ではございます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 うまく、必ず配置されるというわけではないのですか。その辺はどうなのですか。

●議長（堀議員） 管理課長。

●教委管理課長（真里谷課長） 今回の配置では、全国小中学校で2万600人を配置するというところでございます。ただ、どのような形で、道教委が授業主体ですので、配置するのかという、詳細な部分がわかっておりませんので、うちの希望どおり1校に一人必ずということとはちょっと確証はできないですが、できるだけ希望に沿ったものということで道教委のほうには訴えていきたいなとは思っているところでございます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 奨学金のことです。給付型なのです。大野町だったかな、高校生以上に3万円の給付というふうに奨学金の制度、町独自でつくっています。今回のコロナの状態のように、結局親のほうからも、親が大変になってくる、それから子どもの学び場に行ったときにアルバイトもできないというような状況になる場合が今回ありました。厚岸町の場合、それがどのくらいあったのかわからないのですが、そのときのためというわけではないのですが、子どもたちが安心して教育を、専門学校、大学含めてそうなのですが、それを受けることができるように、少なくともというか、町で出せる、そんなに何十人も行くわけではないと思うので、そういう保障が必要と思います。国の制度を補完するものではなくて、町独自でつくってほしいと思うのです。いかがですか。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 奨学金制度、そもそもこの趣旨をどう捉えるかという問題があると思うのです。私は全国どこに住んでいても、学ぶ意欲のある生徒、学生は全国どこに住んでいても均等の支援を受けられる。まずそれが趣旨だろうと。

それで答弁させていただいたとおり、まず国が全国1円均等の制度として、国がまずやるべきことであるということが、まず基本的な押さえはそこがございます。国の基準というのがありますから、収入だとか成績だとか、その基準に照らしたときに、そこから先が都道府県であったり、市町村であったり、自分の近隣、地元の子どものたちの状況とか、いろいろな環境とか、条件見て、じゃあうちの町では国の基準よりももうちょっと

と下げたところが必要だねというような、そういうような吟味を行った上で、あくまでも国の制度としてまずやっていただく。そこに必要なものを加えて、市町村がそこに何が必要なのかということを考える。これがまず基本だろうと考えております。

それともう一つの観点というの、今後考えていかなければならないのは、人口減少、町としても人口減少に、まちづくりにどう今度対応していくのだろう。まちづくりということになると、やはり人づくりということになります。そうしたときに、厚岸町で学び、さらに上の学問を志したいという学生さんたちに、いずれ厚岸町を背負って立っていただくという観点から奨学金というものを今後考えていく必要があるのだろうと。

そういったものをトータル、総合的に考えたときの一つとして、対応型、それから給付型、そういったさまざまな方法を検討していかなければならないのではないかと現段階では考えておりますのでご理解願います。

●議長（堀議員） 以上で2番、石澤議員の一般質問を終わります。

本会議を休憩します。

午後1時51分休憩

午後1時51分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

次に、1番、竹田議員の一般質問を行います。

1番、竹田議員。

●竹田議員 質問通告書に従って、次のことを質問したいと思います。

1、避難所について。

（1）ウイルス感染防止のための3密を回避するため、災害時の避難所の感染症対策について再点検及び調査する必要があると思うが、町の考え方を伺います。

ア、避難所での感染症対策として防護服、マスク、手袋、ゴミ袋、保護用テープの備蓄をすることが必要と思うが、町の考え方を伺います。

2、地球温暖化へ向けた取組として。

（1）国連が目指すSDGs（持続可能な開発目標）を踏まえ地球温暖化による気候変動への対策に注力してSDGsが目指す持続可能な社会を実現するため、町は町民に意識改革をするように次のことを宣言すべきと思う。

①気候変動の非常事態に関する町民への周知啓発。

②2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロになるよう省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの活用促進。

③二酸化炭素抑制のための森林などの豊かな自然環境の保護。

④気候変動に伴う災害に強いまちづくり。

以上、4項目を厚岸町として宣言すべきと思うが、町の考え方を伺います。

3、希望出生率1.8の実現について。

(1) 政府は先月末、今後5年間の指針となる第4次少子化社会対策大綱の閣議決定をしました。このことを踏まえ、町としてどのように考えているのか伺います。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 1番、竹田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の「避難所について」、(1)、アの「避難所での感染症対策として防護服、マスク、手袋、ゴミ袋、保護用テープの備蓄をすることが必要と思うが」についてですが、ウイルス感染防止のため、災害発生時の避難所においては、密閉・密集・密接の3密は回避しなければならず、感染防止対策は必須と捉えております。

現在の町の指定避難所は、感染症を予防する観点での設備整備はほとんどできていない状況にあることから、感染症対策を念頭に置いた避難所の在り方について、国の通知に基づき検討を進めております。

ウイルス感染の特徴として挙げられるのは、1点目として、咳などで出た飛沫を吸い込んで感染する飛沫感染や、空気中に漂うウイルスを吸い込むことによる空気感染があります。

2点目として、紙や衣類、ステンレス、プラスチックの表面では相当時間ウイルスが生き残ることから、そこから感染する接触感染があります。

また、共用とされるトイレでのドアノブや便座、排泄物からの感染もあります。

これらの考慮した中で、避難所での感染症対策として備蓄する物品としては、ご質問のとおり、防護服やマスク、手袋等のほか、消毒液や体温計、段ボールベッド、パーテーション等が必要と考えており、準備できるものから早急に対応してまいります。

なお、町民の皆さんにも、日頃から感染症対策を意識し、避難所へ避難する際の非常用持出品として、マスク等を用意していただくよう周知してまいります。

続いて、2点目の「地球温暖化へ向けた取組として」、(1)の「国連が目指すSDGsを踏まえ地球温暖化による気候変動への対策に注力して、SDGsが目指す持続可能な社会を実現するため、町は町民に意識改革をするように、気候変動の非常事態に関する町民への周知啓発、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロになるよう、省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの活用促進、二酸化炭素抑制のための森林などの豊かな自然環境の保護、気候変動に伴う災害に強いまちづくり、について厚岸町として宣言すべきと思うが」についてですが、世界共通の目標であるSDGsの達成に向けた取組の推進は、国際的及び国内的に重要であるとともに、厚岸町においても、持続可能なまちを実現する上で重要な視点となっております。

SDGsの17個の目標のうちの一つである「気候変動に具体的な対策を」の目標は、SDGsの13番目の目標であります。

気候変動問題は、年々深刻化し、既に多くの形でその影響が顕在化していることから、従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められております。

町においては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成30年3月に「厚岸町地球温暖化対策実行計画」を策定し、厚岸町の実施する事務及び事業から排出される

温室効果ガスの削減に向けて取組を実施しているところであります。

また、「気候非常事態宣言」は、2016年12月にオーストラリアのデアビン市でなされたのを皮切りに、世界中で広まりのある運動で、宣言自治体は、住民の行動を規制しないものの、気候変動の防止を最優先し、地域レベルでの行動の重視を掲げているものであります。

日本においては、取組が始まったばかりであり、昨年9月25日に、長崎県の壱岐市が初めて宣言し、令和2年6月5日現在、全国では31の自治体が宣言または議会による決議がなされております。

なお、道内では森町が、令和2年6月9日に町議会に決議を受けて、北海道の自治体として初めて「宣言」しております。

厚岸町としては、この「気候非常事態宣言」について、検討してまいりたいと考えております。

続いて、3点目の「希望出生率1.8の実現について」のうち、(1)の「政府は今後5年の指針となる第4次少子化社会対策大綱の閣議決定をしたが、町としてどのように考えているのか」についてであります。令和2年5月29日に閣議決定された、第4次少子化社会対策大綱では、深刻さを増す人口減少や少子化の進行の主な原因は、未婚化、晩婚化、有配偶出生率の低下の影響が大きいとし、その背景には、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻み、経済的な不安定さ、仕事と子育ての両立の難しさ、家事や育児の負担の助成への偏り、子育てや教育に係る費用負担など、さまざまな要因があるとしています。

国は、若い世代の結婚、出産、子育てへの希望を実現するため、これまで拡充してきた子育て支援策の効果を検証しつつ、経済的基盤安定のための雇用環境等の整備、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境の整備、男性の家事・育児参画への促進、働き方と暮らし方の改革など、総合的な少子化対策を進める必要があるとしています。

当町においても、人口減少や少子化の進行は、重要な課題であり、少子化対策の一つである子育て支援策については、子どもを産み育てることを望む人への一般不妊治療費の助成、妊婦への通院費助成や妊産婦ケア体験、出産時の出産祝い金の支給や産後ケア、子育て期の保育料の無償化、養育支援、学校給食費の無償化、子どもの医療費の無償化などの経済的支援のほか、若い世代が簡単に子育てに関する情報にアクセスできるよう、子育て支援アプリの導入、さらに、子育て世代包括支援センター事業を実施し、妊娠期から育児期までにおける切れ目のない支援を提供する体制を構築するなど、ライフステージの各段階に応じた多種多様な施策に取り組んでいるところであります。

今後は、結婚、出産、子育ては、個人の意思決定であることを尊重しつつ、若い世代の結婚、出産、子育てへの希望や、前述の大綱の目標である希望出生率1.8を実現できるよう、国の動向に注視し、総合的な取組の拡充を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 お答えいただいたことについて、わかったわけですがけれども、もう一つこう、

避難所での避難所の、要するに外の面積、それから、例えば建物の中の面積、こういったものの面積の中で感染症、例えば感染者がいない場合、どのくらい的人数が収容できるのか。それと、感染者が出た場合に、この避難所ではどのくらい的人数を避難者として確保できるのか。その辺の検証っていうのはしているのか、どうなのか、まず伺いたいと思います。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） 避難所におきまして、この感染症対策、現在の防ぐためには一人当たり、約4平米の面積を確保しなさいというような指針が出されております。さらに、この面積を確保すべく、さらには、その発症の疑いのある方だとか、発症した場合の受入れというのは、それぞれ全て違うスペースで行わなければならないというようなことがありますので、今現在、まず現在指定している町の指定避難所、こちらのほうで果たして、ここまで細かく受入れができるのかどうなのかというようなところの調整をしている最中です。

ですから、個別の、例えばどここの避難所で何名受入れ、新しい基準で何名受入れできてどうのこうのというところは、まだそこまで私のほうではっていないというところなのですけれども、今までどおりの避難所の在り方では間違いなく建物面積が不足するであろうという想定は立っておりますので、この辺も引くくめて、今現在、トータルで見直しをしている最中というところでございます。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 ぜひ、そういうことを押さえておいて、あと自治体によって避難場所にどのくらい的人数が避難するであろうというのは、おおよそわかっていると思うのです。そこに地域、場所によって避難される場所が溢れてきてしまうのかどうなのか、それを検証して、次にどうしたらいいのかということになると思うのです。その辺を十分に検証していただきたいというふうに、まず要望しておきたいと思います。

そして、このマスク、手袋、これはもう当たり前のことで、ゴミ袋も当たり前で、最近はこの防護服の代わりにゴミ袋、大体90リッター入りのゴミ袋のちょっと厚めの物をかぶるなり、袖を通す穴を開けて首にかぶるとかいうことで、防護服の代わりにもなるといった臨時的な物にもできる。そのためには保護用テープというものが備蓄されると安全・安心な生活が送れるであろうというふうに言っています。

そのほかに備蓄してほしいのは、一般的には売られてはいないのですけれども、工業用のナイロンといって、幅が1.8、それから2.7、3.6といった、長さ100メートル巻きの物があります。こういったものの通常市販されている1.8から100メートルの物、ダブル幅というのですけれども、このダブル幅でいくと畳、約100畳程度の物が1本。この金額というのは厚さによって値段違うのですけれども、そこそこの厚さでいくと、大体1本7,000円から8,000円くらいのものであります。決して高い物ではありません。こういった物を1本用意して、そして保護用のテープ、養生テープ、布テープ、ガムテープとかい

ろいろいわれている物を用意していただいて、そのほかに、こういった輪ゴム、この輪ゴムを連結していくとひもにもなる。

そしてこれを、要するに保有、グリップに結ぶことによって、このグリップ、結構重さ、今250くらいあるのですけれども、グリップ一つで支えられるのです。こういったナイロンのところにガムテープを補強して、グリップで挟んでナイロンを吊るということで、引っ張ってももげたりしないと。このゴムが余裕を生み出してくれるわけです。そういった、こういう小道具って、ものすごい安い物です。が、しかし、そういった手当、感染防止の物をつくるとなると、非常に安く済む。それであれば、経費的にも安く済むので、町としても各避難所に置けるのではないかというようなことを提案しておきたいと思うのですけれどもいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） まず初めの避難所の受入れの関係、こちらのほうについては厚岸町の場合、想定される災害と申しますと雨災害、雨、台風なんかによる気象災害と言われているものと、地震・津波の災害があるかと。この2種類につきましては、避難所での受入れの体制の仕方が全然異なってくるということが言われております。すなわち、気象災害につきましては、前もっての情報がはっきりわかっておりますので、どの程度の方々が避難してくるだとかという想定もついた上での避難所の受入体制が取っていくことが可能になると。ただし、地震・津波におきましては、これいつ何時にくるかわからない。そして皆さん、どこにいるかもわからない中で命からがら逃げてくるというところでの受入体制、ここの部分とは、やはり気象災害とは異なってくるだろうというような、まず前提を持った中で、その後、避難場所に逃げて、それから、例えば津波が去った後に次の避難所に行って、こういうステップも出てくると思いますので、それらを想定した中での避難所での受入人数だとか、そういうものをある程度明確にしていた中で、これはもちろん、そういうものができた段階で町民の皆さんのほうにも知らしめて、この感染症対策を意識した避難の在り方というものを周知をしてまいりたいと考えております。

2点目ですけれども、委員おっしゃるとおり、先ほどナイロンの話を聞きました。やはり3密を回避するためには、現在、私どももダンボールのパーティション、一部持っておりますけれども、現在の規格ではもう低いというようなことが言われております。最低でも1.3メートル以上だとか、2メートルだとかというような、要は壁をつくって、そうでないと感染症対策にはならないよというようなことも言われておりますので、委員からお話し聞きました工業用ナイロンですか、そういう物も確かに有効だと思っております。国のほうからは、一応、感染症対策で避難所に用意しておくべき物というようなリストでは、大体25種類ほど示されております。しかも、それがほとんど安価な物ばかりなのです。

委員おっしゃるような、例えばポリ袋だったり新聞紙だったりというような普通に売っている物なのですけれども、こういう物をしっかりと用意していきなさいよというような指針が出されておりますので、これに合わせて、今おっしゃっていただきましたナイ

ロン等必要な物を早急に配備していきたいと考えております。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 よろしくお願ひいたします。

次に、温暖化に向けた取組ということですが、SDGsの取組の中で、最近この地球温暖化に向けた町民の意識というのが、いまいち薄れてきているような、言葉自体が慣れてしまって、それに向けて自分たちがどう取り組んでいったらいいのか、具体的に何をすべきなのかということが、だんだん希薄になってきているような気がします。そこで、各地域でこういった取組で、町でも宣言しましょうということが意識喚起ということを知ってほしいということの表れだと思います。

厚岸町も、このSDGsの取組の一つの中で地球温暖化に向けた取組として、太陽光発電の推奨をしているわけですが、最近、太陽光をつけるという人たちが売電が低いとかということで、なかなか取組が進んでおらないように思います。インシヤルコスト、要するに設置するときのお金が非常に高価な物である、そこで町では商品券に変えた15万円までの補助金を出しているように私は思っているのですが、そういった取組を続けながら、もっと違ったことの告知をしていっていただきたいと。

例えば、エアコンをつけるときの冷暖房に対してのヒートポンプ、これは空気を圧縮して、その熱量を足りない部分を電気で補って発熱させて暖房に使うといったヒートポンプ型のエアコンというのが今流行っています。こういった物は投資額は高いのですが、いわゆる電気と生の電気を使っていくのとヒートポンプ型を使っていくのと、それから灯油を使ってどのくらいの差額が出て、どっちが得なのかといったことを町民に啓発していく、そういうことの、少しずつそういうことを町が、もう当然勉強していると思うのですが、町民にそういうことを少しずつ何かの形で知らせていくということで、一人一人が意識改革をしていくことによって、地球温暖化に向けた取組の参加ということが促されていくと思います。

また、電気自動車の推進によって電気自動車が家庭の電気にも使えるというようなことは、テレビで当然、いろいろな形で出ていますけれども、そういった物も推奨していくような形でやっていったらどうかなと思いますので、ヒートポンプとか、そういう物の取り入れ、また電気自動車を購入するときに補助金もあると思います。そういった部分も研究して、町民に促してほしいなと思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

地球温暖化の問題につきましては、日本においても各地で異常気象が発生しているなど、大きな形で表れてきております。また環境省の報告によりますと、2081年から2100年の世界の平均気温は、現在のように温室効果ガスを排出し続けた場合、最大では4.6度も気温が上がってしまう。さらには21世紀末には世界の平均の海水水面が45センチから82センチも上がってしまうというようなことも言われております。

地球温暖化問題は、社会、経済活動、国民生活全般に関わることから、国、地方、公共団体、事業者、国民といった全ての主体が参加、連携して取り組むことが大事だと言われております。

また地球温暖化の対策の推進に当たっては、地域資源、技術革新、創意工夫を生かして取り組むのが必要だとされております。具体的には徹底した省エネルギーの推進、さらには再生可能エネルギーの最大限の導入、また技術開発の促進の加速や社会実証、ライフスタイルワークの変革等の地球温暖化対策を大胆に実行することが大切と言われております。

厚岸町につきましても、先進地の取組等を情報収集を行いながら周知、さらには制度の検討について考えていきたいと思っております。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 気候非常事態宣言ということに検討してまいりたいと、最後に答弁の中にあるのですけれども、自然の番人宣言も厚岸町でやっておりますけれども、これもやはり町民の意識改革ということが1 番の目的だと思うのです。この宣言も、早ければ早いほどいいのだろーと思ひます。町として、どの時期に、この宣言をしていただけるのかな、時期的なものを大体お聞かせ願ひたいと思ひます。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

宣言につきましてですけれども、宣言を出す前に目標を設定して、その目標に対してどのような手段で取り進んでいくのだという、どのように達成できるのかという目処を明確に定めた上で宣言を出していくのが非常に大事ではないのかと思ひております。気候非常事態宣言は、かなり目標の高いものであります。

このことから国や道の対応を踏まえながら、しっかりとして、厚岸町としての方向性を出していく。そして高い目標を掲げて、その目標に向かって、一丸となって進んでいくということが大事だと考えております。そういった意味でも、もう少し時間をいただきまして検討させていただきたいと思ひておりますので、ご理解願ひます。

●議長（堀議員） 1 番、竹田議員。

●竹田議員 宣言する方法って二つあると思ひます。一つは簡単なものから宣言して、それを後に新しく指針が変わったり、国の制度が変わったり、道の形が変わったりすることによって、プラスアルファしていけばいいのだと思ひます。年月によって変革していくもののだと思ひます。一度決めたからといって、全てそれが何十年も続くということではない。だから、そのいろいろなことを勉強して研究してやっいていかないとだめなのだということではなくて、まずは簡単なところから進めていく、そこが1 番大事なところだと思ひますので、簡単なところからやっいていきましょうよ。そういった難しいことを全

部勉強してやるのであれば、どんとそれをぶつけてしまうと、町民はそれは応えてくれませんよ。

ですから、簡単などころから、こういうところをやれば我々は町民としてできるんじゃないの程度でいいと思うのです。そこから出発して、後が変わって変革していくと、そこに一つずつプラスアルファしていけばいいものだと私は思うので、ぜひそこは早めにやっていただきたいと思います。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをいたします。

宣言の関係であります、その前に竹田議員もご承知のとおり、SDGsの話から今の宣言の問題出ておるわけであり、皆さんの議会の議決をいただいて、4月1日からスタートした第6期厚岸町総合計画、これはSDGsが基になっておるわけであり、世界共通の目標であります、17項目あるわけであり、先ほどの気候変動の関係については13目標、1から17あるわけですが、それから再生可能エネルギーについては7番目の目標になっておるわけでございまして、もう全て第6期総合計画に、今の質問に対するお答えが出るわけであり、このSDGsを基にした理念をしっかりと取り組んでやってまいりたい、そのように考えますので、まずもってご理解をいただきたいと思っております。

それと宣言であります、宣言の議決の方法なのですが、先ほど森町の例を、北海道ただ一つあります。これは町議会提案で議決をしたようであり、それからもう一つは、私から提案をして宣言をすると、厚岸町としての宣言をする。議会に諮って。そういう方法があるわけであり、過去、厚岸町もいろいろな宣言をやっておりますが、そういう方法で宣言をいたしておるわけでございますので、今後この、私も最後に述べたとおりです。前向きに検討したいということであり、ただ国会が今議会でも宣言を出そうといたしましたけれども、コロナが発生をして、今回は提案できなかったというようなことにもなっておるわけであり、国会は国会です。地方自治体は地方自治体ですから、私としてはまた議会側とよく相談しながら、この宣言について対応してまいりたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと存じます。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 3番目の希望出生率1.8の実現についてということで、答弁は、このような答弁を受けとめると全くそのとおりで、本当にありがたい話なのですけれども。この1番の僕は問題は、女性が子どもを産む、産みたくないというよりも、産みたいというほうが願望として高い。その願望をどうやって受けとめてあげられるかということが、ものすごい大事だと言われている。それが要するに希望をもって出生してほしいという率を上げるといふ意味の希望出生率1.8をやっていこうと。フランス、スウェーデン、ドイツ、ここは日本と同じく出生率が下がっていった。ところが出生率を上げることを現実として成功した。そういったことを踏まえて、その世界の取組を少し勉強しなくてはいいな

いのではないかと。我々も厚岸町も。

その上を踏まえて、もう一つは、やはり男の側の意識改革。要するに女性が子どもを産んだ後に育児休暇を取りたくても取れない。それはなぜかという、一つに壁がある。その理由として、子どもを育てようという男の意識はあるけれども、職場に行って休むということが、その環境を、要するに受けとめてくれない雰囲気があると思うのです。要するに、何かこつけて休んでるんだと、仕事しないから休むのかとか、ということが先走ってしまって、なかなか自分自身が休むということができない環境にある。これは都会よりも、こういった言葉は悪いですけども、人口の少ない田舎になればなるほど、そういう意識というのがあると思うのです。

そこを、じゃあどうやって意識改革をしていくかという、企業の社長にお願いをして、これは誰がといったら、やはり厚岸町なのです。この厚岸町の出生率を上げるために、町としてはもう十分過ぎるくらいの、いろいろな答弁に町長も言ってくれました。不妊治療のことも、僕も前回質問させてもらいました。不妊治療の助成や産後のケア、子育て期の保育料の無償、教育支援、学校給食の無償化、子どもの医療費、もう本当に厚岸町は頑張っているということで、僕は大変よく地方に行ったときに厚岸町ってすごいねって言われると、ちょっと自慢するような気持ちになれるくらい厚岸町は一生懸命やっているということに評価をしているのですけれども。

こういった部分でも、何でも金を出せばいいのかということではなくて、やはり子どもを産んで育てていくという意識改革を今後どうするのか。それはやはり厚岸町が企業の社長を呼んで、こういうことを応援してほしいと、それが厚岸町にとっても出生率を上げることなのだよと。その中でドイツの出生率が上がった、フランスが上がった、そしてスウェーデンも上げたということの理由を話をしながら、社会全体、地域全体、自治会全体で、そして核家族がどんどん進んでいっている中で、厚岸町としては別の意味の取組を今後していかなければならないのではないかと思います。

男として、その恥ずかしさというのを、従業員として、社長はもういい歳にほとんどになっていますから、これから育児休暇取る社長はいないと思うのですけれども、やはり従業員は、これから子どもをつくろうとしてやるわけですから、そういった部分では、何回も言いますがけれども、自分自身の意識改革をしようと思っても、周りの雰囲気がどうもそう向かない、そういうときに社長が宣言して、厚岸町もこういうふうにして向かっていこうとしているので、我々の会社も重々理解をして、それで従業員に無理なく、人間関係を壊さないように、仲間同士で助け合う。今日4人で現場に行かなければいけないけれども、一人休むので3人で何とかできないのかとか、3人でだめなら次別の現場から一人向けて、ここの穴開いた部分をここの現場に充てるとか、そういった子育てという部分を、ハードの面では国が出すけれども、本当のソフト面の部分については、これ厚岸町がやはり応援、応援、補助金とか何とかって、お金を出すばかりではなくて、今後はやはりそういった意識改革ができる、社会全体で厚岸町を変えていかなければいけないのではないかと僕は思うのです。

それは一つに、やはり企業の努力もあるかもしれないけれども、企業自体に意識改革してくださいということを厚岸町がちょっと言っただけならば、社長連中も意識改革できるのではないかと。そして、社長がいいよと言ったら、従業員も休めるような環境

が少しずつ整っていくのではないかなと思います。

これまで培ってきた男としての働く、働かないとだめなんだ、子どもは女が見るんだ、そういう意識改革するということはとても大変なことだと思うのですが、ここ一番大事なのはそこかなと僕は思います。そこにはお金もかからないし、厚岸にとってもそういうことを進めていっていただきたい。そのための社長との懇話会や勉強会や、そういうことをぜひ厚岸町としても取り組んでいってもらいたいと思うのですけれどもいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 今、厚岸の子育て対策についての、支援についての、大変お褒めの言葉をいただいたところでありますが、全く私自体、町長として自負をいたしております。令和2年度の一般会計予算における子育て対策、49施策、いろいろと講じております。皆様方の議決をいただいたものであります。本当にありがとうございます。

しかしながら、もう子育て対策は、私が町長になりましたのが13年ですから、もう年月が経っておるわけでありまして、これは厚岸町だけではありません。全国の傾向であります。人口減少であります。少子化であります。去年、厚岸町が生まれたお子さん、39人です。学校でいえば1クラスにも満たない時代に相成ってしまったわけでありまして。これは、最高に産まれたのが戦後昭和24年です。663人。皆さん方もその経験者でなかろうかと思うわけでありまして、そういう時代を迎えてしまったということでありまして、いろいろな結婚、出産等のご指摘のとおりだと思います。やはり社会的な支援なくして出産も大変だと思っております。夫婦だけでなく。もちろん経済対策も必要であろうと思っておるわけでありまして。

そういうことで、さらにこれは国がなぜ1.8にしたかといえ、これ昔の話なのです。実は調べてみましたところ、2004年から少子大綱というものが行われておるわけでありまして、今回は第4次です。そういうことで、国のほうも今一生懸命、少子化に向かつての対策を講じているということでありまして、私はこの際、希望出生率1.8ということについて考えているわけでありまして、三つの希望が全て実現することだと。一つはいずれ結婚するつもりで独身女性が89.4%、全員結婚すること。二つ目は独身女性が将来ほしい子どもの数が2.12です。1.8ではありません。2.12。それから既婚者でありまして、夫婦で予定する子どもの数を2.07にしてもらいたいというのが希望出生率の1.8になるという予測であるわけでありまして、大変厳しい状況であることは、先ほどの厚岸町の例をとり、また全国的な傾向についてお話ししたとおりでありまして、ご指摘のとおり社会環境、経済対策等々踏まえながら、これからも厚岸町の人口を増やすということは大変です。いかに守っていくかということでありまして。ということは、産む子どもよりは死亡者が多いのです。先ほど去年の話いたしましたけれども、去年1年の。39人産まれて137人の方がお亡くなりになっているのです。そうすると、総体的な人口、この5月31日の人口総計でありまして、5月31日の総人口は、厚岸は9,100人です。そういう状況になっておりますので、私といたしましては、子育て対策の重要性というものを加味しながら、さらに努力をしてまいりたいと考えておりますのでご理解いただきたいと

存じます。

●議長（堀議員） 答弁漏れありますか。いいですか。

1番、竹田議員。

●竹田議員 啓発運動していただきたいという部分については、するのかもしれないのか、そこだけお答えください。町長の気持ちはわかったのだけれども、それは担当者が答えるのかわかりませんが、啓発運動はして行ってください。それがやはり社会を変えていくということの一つ大きな変革をもたらしていかなければならないと思うので、そこどうですか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 啓発問題であります、これ強制的に言えることでもありませんので、1.8の目標といいますのは希望者が産む1.8なのです。ですから、いろいろなことがあります、啓発というよりも、いろいろな政策で対応していくということが最も大事なことでなかろうかなと、政治的に。そういうふうを考えますのでご理解いただきたいと存じます。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 これでやめようと思っていたのだけれども。僕が長々とさっきしゃべったのは、そういう産んでくださいということを書いてくださいと言っているのではない。産みやすくするために厚岸町どういう環境つくっていかなければならないのかといたら、まず男の意識を変えていかなければならない。産んでください、産んだら僕も仕事休んで子育て一緒にやりますよというくらいの、厚岸町としてのそういう男の人が生まれてこなくてはならない、考え方が。そういう意識啓発をしていかないとだめなので、厚岸町の企業の社長さんに、そういう運動をこれからして行ってくださいよというお願いをしているのです。誰も産んでください、産んでくださいと言ってくれと頼んでいるわけではないのです。だから、女性の考え方、男性の考え方、厚岸町として産み育てる環境を少しずつ変えていきましょうよ。その1段階目として、そこの部分を啓発していただきたいとされているのです。どうですか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 全くそのとおりなのです。いろいろな答弁の中でお答えしたつもりでおるわけでありまして。やはり厚岸町においても、産み育てる環境または産んでよかったという厚岸のまちづくり、それぞれが大事な政策だと思います。そういう意味において、今後とも啓発という言葉ではありませんけれども、政策で強く訴えてまいりたいと考えておりますのでご理解いただきたいと存じます。

●議長（堀議員） よろしいですか。

以上で、1番、竹田議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告ありました7名の一般質問を終わります。

本会議を休憩します。

午後2時21分休憩

午後2時42分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

なお、これよりの議案の提案においては、新型コロナウイルス感染防止対策が取られていることに鑑み、資料等の説明は簡略化するよう求めます。

●議長（堀議員） 日程第3、議案第45号 固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狭町長） ただいま上程いただきました議案第45号 固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

本町の固定資産評価審査委員会委員であります佐々木薫氏は、本年9月18日をもって任期満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、引き続き、同氏を選任しようとするものであり、議会の同意を求めたく提案するものであります。

住所、厚岸郡厚岸町片無去860番地2。

氏名、佐々木薫。

生年月日、昭和26年11月25日。

性別、男。

職業、農業。

次ページには、参考として、学歴、職歴を記しておりますので、参考に供していただきたいと思っております。

なお、任期は、同法、第423条第6項の規定により、3年間とされ、本年9月19日から令和5年9月18日までであります。

以上、簡単な説明でありますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。

したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

本会議を休憩します。

午後 2 時44分休憩

午後 2 時45分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

日程第 4、議案第46号 農業委員会の委員の任命に対する同意を求めることについてから、議案第59号 農業委員会の委員の任命に対する同意を求めることについて、以上14件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狭町長） ただいま上程いただきました議案第46号から議案第59号までの「農業委員会の委員の任命に対する同意を求めることについて」、この14件の提案理由を一括してご説明申し上げます。

現在任命されている農業委員は、令和 2 年 7 月 19 日をもって任期満了となることから、新たに令和 2 年 7 月……失礼しました。今、議員の委員さんがいるものですから、そういうことでちょっと相談しました。現在任命されている農業委員は、令和 2 年 7 月 19 日をもって任期満了となることから、新たに令和 2 年 7 月 20 日から令和 5 年 7 月 19 日を任期とする農業委員候補者の公募を、本年 2 月 3 日から 3 月 2 日までの間に行ったところでもあります。

公募の結果、定数14名に対し、町内に住所を有する個人からの推薦、法人または団体からの推薦、一般の応募を含め14名の推薦・応募があり、去る 6 月 2 日に開催された「厚岸町農業委員候補者評価委員会」において農業委員候補者の評価が行われ、その審査結果の報告を受け、次の14名の方を農業委員会の委員に任命いたしたく、「農業委員会等に関する法律」第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案の番号順にご説明申し上げます。

議案第46号。

住所、厚岸郡厚岸町太田南10番地。

氏名、石澤由紀子。

生年月日、昭和29年5月28日。

性別、女。

職業、農業であります。

次に議案第47号。

住所、厚岸郡厚岸町住の江3丁目73番地。

氏名、音喜多政春。

生年月日、昭和21年3月16日。

性別、男であります。

職業、無職であります。

次に、議案第48号。

住所、厚岸郡厚岸町片無去681番地。

氏名、多田和文。

生年月日、昭和43年4月24日。

性別、男。

職業、農業。

次に、議案第49号。

住所、厚岸郡厚岸町尾幌3207番地。

氏名、佐藤仁昭。

生年月日、昭和40年11月21日。

性別、男。

職業、農業であります。

次に、議案第50号。

住所、厚岸郡厚岸町太田宏陽67番地。

氏名、齋藤泰広。

生年月日、昭和37年10月27日。

性別、男。

職業、農業であります。

次に、議案第51号。

住所、厚岸郡厚岸町尾幌503番地。

氏名、荒岡正。

生年月日、昭和31年10月11日。

性別、男。

職業、農業。

次に、議案第52号。

住所、厚岸郡厚岸町片無去218番地。

氏名、貢則夫。

生年月日、昭和30年5月5日。

性別、男。

職業、会社役員であります。

次に、議案第53号。

住所、厚岸郡厚岸町太田5の通り43番地の1。

氏名、寺島佳宏。

生年月日、昭和42年7月3日。

性別、男。

職業、農業であります。

次に、議案第54号。

住所、厚岸郡厚岸町若松408番地2。

氏名、伊藤美晴。

生年月日、昭和30年10月7日。

性別、女。

職業、農業であります。

次に、議案第55号。

住所、厚岸郡厚岸町太田東46番地の4。

氏名、遠藤浩一。

生年月日、昭和35年8月9日。

性別、男。

職業、農業であります。

次に、議案第56号。

住所、厚岸郡厚岸町大別231番地。

氏名、木原晃。

生年月日、昭和33年7月30日。

性別、男。

職業、農業であります。

次に、議案第57号。

住所、厚岸郡厚岸町太田1の通り4番地1。

氏名、西野義幸。

生年月日、昭和33年1月18日。

性別、男。

職業、会社役員であります。

次に、議案第58号。

住所、厚岸郡厚岸町若松572番地2。

氏名、米澤仁。

生年月日、昭和22年4月30日。

性別、男。

職業、無職であります。

次に、議案第59号。

住所、厚岸郡厚岸町プライベート200番地。

氏名、樋浦泰夫。

生年月日、昭和34年10月17日。

性別、男。

職業、農業。

以上の14名であります。

なお、任期につきましては、現委員の任期満了日の翌日であります、令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間であります。

また、それぞれご本人の経歴等につきましては、別紙参考資料をご参照願います。

以上、簡単な説明であります、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（堀議員） 関係議員退場のため、本会議を休憩します。

午後2時53分休憩

午後2時53分再開

- 議長（堀議員） 本会議を再開します。
これより、議案第46号について質疑を行います。

（な し）

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。

したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第47号について質疑を行います。

（な し）

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。

したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

本会議を休憩します。

午後 2 時54分休憩

午後 2 時55分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

次に、議案第48号について質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。

したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第49号について質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。

したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第50号について質疑を行います。

（な し）

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。

したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第51号について質疑を行います。

（な し）

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。

したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第52号について質疑を行います。

（な し）

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。

したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第53号について質疑を行います。

(な し)

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。

したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第54号について質疑を行います。

(な し)

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。

したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第55号について質疑を行います。

(な し)

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。

したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。
次に、議案第56号について質疑を行います。

(な し)

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。

したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第57号について質疑を行います。

(な し)

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。

したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第58号について質疑を行います。

(な し)

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。

したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。
次に、議案第59号について質疑を行います。

（な し）

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、人事案件であります。
したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。
本会議を休憩します。
再開を3時30分といたします。

午後3時01分休憩

午後3時30分再開

- 議長（堀議員） 本会議を再開します。
日程第5、議案第60号 辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました、議案第60号 辺地に係る総合整備計画の変更について、その提案理由を申し上げます。

今回、変更しようとする辺地区域である、上尾幌辺地については、令和元年第2回定例会において議決いただき、現在、令和元年度から令和5年度までを計画期間とする総合整備計画を有しております。

しかし、本年度の事業として実施する「スクールバス整備事業」が、既存計画に登載されていないことから、当該事業を追加する計画変更が必要となったものであります。

なお、本件につきましては、令和2年5月20日付けをもって、北海道知事から計画変更に対して異議がないとする回答を受けており、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第8項の規定に基づき、当該計画の変更について町議会の議決を得るべく、本定例会に提出するものであります。

議案書51ページをご覧ください。

上尾幌辺地に係る変更後の総合整備計画書であります。

2の「公共的施設の整備を必要とする事情」であります。スクールバス整備事業につきまして、遠距離通学の児童生徒が多数いることから、安全・安心な通学を確保するために更新をする旨の文言を追加するものであります。

次に、3として「公共的施設の整備計画」でございますが、同じくスクールバス整備事業につきまして、厚岸町が事業費500万9,000円で整備しようとするものであり、財源内訳では、特定財源が221万9,000円、一般財源が279万円であります。また一般財源のうち辺地対策事業債の予定額については270万円とし、これに伴い合計欄の金額も変更するものであります。

なお、「3、公共的施設の整備計画」の表については、変更後の金額を括弧書きにしております。

以上、簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第6、議案第61号 厚岸町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました、議案第61号 厚岸町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、その提案理由を申し上げます。

平成28年度を始期とし、令和2年度を終期とする厚岸町過疎地域自立促進市町村計画は、平成28年3月の第1回定例町議会において議決いただいているところでございます。この過疎地域自立促進市町村計画の運用に当たっては、毎年度予算や3カ年実施計画のローリングなどを踏まえて、計画掲載事業について必要な変更手続を行っておりますが、本年度の変更については、計画書中の事業名の追加による変更であり、北海道知事との

変更協議とともに町議会の議決が必要となったものであります。

北海道知事との協議については、令和2年5月27日付けをもって、計画変更に対して異議がないとする回答を受けており、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、当該計画の変更について本定例会に提出するものであります。

このたびの変更につきましては、令和2年度に実施する過疎対策事業債を活用する事業について、現過疎計画に未登載である三つの事業を、このたびの計画変更において追加事業として登載するものであります。

議案書53ページをご覧ください。

区分欄の「4、生活環境の整備」につきまして、事業名の欄に「(3)「廃棄物処理施設」と「ごみ処理施設」を追加し、事業内容に「収集ごみ積替保管施設建設」と「釧路広域連合基幹的設備改良」を追加し、区分欄の「6、医療の確保」につきまして、事業名の欄に「患者輸送車」を追加し、事業内容に「町立厚岸病院通所リハビリ患者用送迎車購入」を追加するものとなっております。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

本会議を休憩します。

午後 3 時36分休憩

午後 3 時36分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

日程第7、議案第62号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（渡部課長） ただいま上程いただきました、議案第62号 損害賠償の額を定

めることについて、その提案内容をご説明申し上げます。

議案書54ページをお開き願います。

自動車事故による損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容についてご説明申し上げます。

1、損害賠償の相手方でございますが、厚岸郡厚岸町床潭294番地1、塚田繁正氏であります。

2、事故の概要であります。令和2年4月10日午前9時30分頃、危機対策室職員が職務上町有車両を運転し、町道真栄1条通りを通行していた際、当該町有車両の屋根からの落雪により視界不良となったため、厚岸町真栄2丁目201番地、私有地駐車場内に一旦駐車し、雪を払い町有車両を方向転換させようとしたところ、後方に駐車していた相手方車両と接触し、相手方車両の前方左側と町有車両の後方右側を損傷した事故であります。

なお、過失割合は、町が100%であります。

3、損害賠償額であります。19万6,647円あります。

安全運転を推進する立場の町職員がこのような事故を起こし、大変申し訳なく、反省しているところであります。

幸いにしつてけが人はありませんでしたが、今後の再発防止に向け、徹底した指導を行ってまいりたいと存じます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

本会議を休憩します。

午後3時39分休憩

午後3時40分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

日程第8、議案第63号 指定金融機関の指定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

会計管理者。

●会計管理者（高橋課長） ただいま上程いただきました議案第63号 指定金融機関の指定について、その提案理由と議案内容をご説明申し上げます。

議案書55ページをご覧ください。

地方自治法施行令第168条第2項の規定により、厚岸町の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる指定金融機関を次のとおり指定する。

1として、指定金融機関名は、根室氏梅ヶ枝町3丁目15番地、大地みらい信用金庫であります。

2として、指定年月日は、令和2年8月1日であります。

厚岸町の指定金融機関は、昭和55年に旧北海道拓殖銀行の指定に始まり、同行の経営を引き継ぐ形で、平成10年から北洋銀行を指定し現在に至っております。

この間、厚岸町の公金収納及び支払事務について、重要な業務を担っていただくとともに、厚岸町の地域経済を金融面からお支えいただいております。

しかしながら、金融機関を取り巻く社会情勢は厳しさを増しており、日銀が進めるマイナス金利政策など、本業の貸出利息による営業収益の悪化といった銀行経営の厳しい現状を受け、経営改善策の一つとして、数年前から、従来無償であった、厚岸町が債権者へ支払う公金に係る振込手数料や、役場派出所人件費有償化の要請がなされてきたところであります。

町といたしましては、厳しい財政状況の中、無償の継続をお願いしてきたところでありますが、費用負担の視点からも事業コストに見合った財政措置が適切であり、全国的にも手数料負担を行う自治体が増加してきていることから、本町においても予算措置が必要であると判断し、令和2年度当初予算において所要額の承認をいただいたところであります。

ただし、今までゼロであったものが、新たな財政負担を伴うことについて、貴重な税金を投入するに当たっては、競争原理を働かせた中で事務手続を進めることが適当と考え、町内の金融機関において入札により指定金融機関を決定する判断に至り、関係者に入札への参加をお願いしてきたところであります。

その後、入札に向けた作業を進めてまいりましたが、去る4月9日、北洋銀行の役員が来庁され、「経営判断として、入札ということになれば本行は辞退させていただきます」との申し出があり、厚岸町としては事実として受けとめざるを得ない状況になったところであります。

一方、大地みらい信用金庫においては、入札への意欲を示しており、1者による見積合わせを行ったところ、予算の範囲内でありましたので、同信金を指定金融機関に指定いたしたく、地方自治法施行令第168条第2項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、このたびの指定金融機関指定に伴う公金払込手数料及び役場派出所人件費の所

要額につきましては、平成31年度取扱実績を参考に、本年8月1日から令和3年3月31日までで、約148万5,000円を見込んでおります。

また、このたびの指定金融機関変更に当たり、新たに町民にご不便をお掛けすることはないことと、町税等の納入につきましても、従前同様、北洋銀行もご利用いただけますが、別途、広報及びホームページを活用し住民周知を図っていく予定であります。

なお、事前に配付してございます、議案第63号参考資料①厚岸町指定金融機関事務取扱いに関する契約書（案）及び厚岸町指定金融機関事務取扱いに付随する覚書（案）並びに参考資料②関係法令の抜粋につきましては、別途ご参照願います。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

- 議長（堀議員） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

- 議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

本会議を休憩します。

午後3時47分休憩

午後3時47分再開

- 議長（堀議員） 本会議を再開します。

日程第9、議案第64号 財産の取得についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

危機対策室長。

- 危機対策室長（田崎室長） ただいま上程いただきました議案第64号 財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

このたび取得しようとする財産は、釧路東部消防組合厚岸消防署に配備される、指揮車であります。

これは、令和2年度特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し、購入取得するもので、この交付金制度に基づき、町が購入した上、契約により、厚岸消防署へ管理を委託する

ものであります。

現在、厚岸消防署には、広報指令車1台が配備されておりますが、購入から14年を経過し、腐食と劣化の進行が激しく、車両の維持管理が困難な状況であります。

また、現有車両は、災害発生時の広報活動や火災予防啓発等に使用する車両であります。災害対応の柔軟性と利便性を向上するため、主に災害現場での指揮統括や資機材の搬送等に使用する指揮車として更新することで、これまでの広報指令車としての役割も担いつつ、指揮隊の運用や傷病者の搬送など、多岐にわたる災害対応が可能となることから、その取得に当たり、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、議案書56ページをご覧ください。

1の「財産の種類」は、物品であります。

2の「名称及び数量」は、指揮車、1台であります。

3の「契約の方法」は、地方自治法施行令第167条第1号による指名競争入札で、釧路管内4社の参加によるものであります。

4の「取得価格」は金693万円であります。

5の「契約の相手方」は、釧路市鳥取大通6丁目4番3号、釧路トヨタ自動車株式会社であります。

続いて、取得予定の指揮車について、次ページの参考によりご説明いたします。

また、58ページの型式図をあわせてご参照願います。

それでは、57ページをご覧ください。

1の「車両概要」につきましては、型式は、令和2年式、ワンボックス、四輪駆動。エンジンは、2,693シーシーのガソリンエンジン。

乗車定員は、10名。

全長は、5.380メートル。

全幅は、1.880メートル。

全高は、2.430メートルであります。

2の「主な仕様・装備」につきましては、フロント部に散光式警光灯一式、フロントグリル左右及びリアハッチ上部に補助警告灯を一式、室内に消火器1台を装備しております。

3の「納入期限」につきましては、令和3年3月1日としております。

なお、参考資料として、6月2日に執行いたしました「指名競争入結果」を配付しておりますので、参考にしてください。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第10、議案第65号 財産の取得についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

休憩します。

午後 3 時52分休憩

午後 3 時52分再開

- 議長（堀議員） 再開します。

危機対策室長。

- 危機対策室長（田崎室長） ただいま上程いただきました議案第65号 財産の取得について、提案内容をご説明申し上げます。

このたび取得しようとする財産は、厚岸消防団第2分団尾幌部に配備される、小型動力ポンプ積載車であります。

これは、令和2年度特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し購入取得するもので、この交付金制度に基づき、町が購入した上、契約により、厚岸消防署へ管理を委託するものであります。

現在、第2分団尾幌部には、小型動力ポンプ積載車1台が配備されておりますが、購入から24年を経過し、車両の腐食、エンジン出力の低下及び動力ポンプの劣化が著しい状態にあります。

このことから、車両を更新し、火災発生時に迅速かつ効果的な消火活動により、延焼拡大を防ぐため、その取得に当たり、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、議案書59ページをご覧ください。

1の「財産の種類」は、物品であります。

2の「名称及び数量」は、小柄動力ポンプ積載車、1台であります。

3の「契約の方法」、地方自治法施行令第167条第1号による指名競争入札で、道内に消防自動車の製造と性能試験ができる工場を有する5社の参加によるものです。

4の「取得価格」は金2,310万円であります。

5の「契約の相手方」は、札幌市白石区東札幌5条5丁目14番12号、山崎自動車株式会社であります。

なお、車両の細かな型式等につきましては、次ページ以降に記載しておりますので参考と願います。

さらに、参考資料といたしまして、6月2日に執行いたしました「指名競争入札結果」を配付しておりますので、参考にしてください。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

5番、南谷議員。

●南谷議員 これ、当初予算2,337万7,000円、落札率が98.82ですか、ほぼ100%なのですよ。入札結果だから、指名競争入札で、こういう結果に至っているのでしょうか。余りにも近すぎるなど、疑念を抱かざるを得ない状況にあります。その辺の背景について簡潔に答弁願います。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） まずもって、この落札率が高いというお話ですけれども、当該消防車両等につきましては、特注車両でございます。すなわち、フルオーダーという形になりますので、私ども購入に当たりまして、参考見積書を、この指名入札の5社に対して要請しております。その中での1番低い価格をもって予定価格等を設定しているところであります。その前の議案第64号の車両でいいますと、かなりの落札率に違いがあるかなと思うのですけれども、こちらにつきましては一般的に販売されている車両という部分の、その落札率の違いというのがあるのではなかろうかなと思っております。ですから、この特殊車両につきましては、そのような状況下になっていると。昨年、一昨年等々引くくめたる購入の中でも、このような落札率になっているのではないかなと私は思っております。

（「いいです」の声あり）

●議長（堀議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第11、議案第66号 財産の取得についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） ただいま上程いただきました議案第66号 財産の取得について、提案内容をご説明申し上げます。

このたび取得しようとする財産は、厚岸消防団第3分団上尾幌部に配備される、消防ポンプ自動車CD-1型（水槽付）であります。

これは、令和2年度特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し購入取得するもので、この交付金制度に基づき、町が購入した上、契約により、厚岸消防署へ管理を委託するものであります。

現在、第3分団上尾幌部には、消防ポンプ自動車1台が配備されておりますが、購入から27年を経過し、車両の腐食、エンジン出力の低下及び消防ポンプ装置の劣化が著しい状態にあります。

このことから、車両を更新し、火災発生時に迅速かつ効果的な消火活動により、延焼拡大を防ぐため、その取得に当たり、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、議案書62ページをご覧ください。

1の「財産の種類」は、物品であります。

2の「名称及び数量」は、消防ポンプ自動車CD-1型（水槽付）、1台であります。

3の「契約の方法」、地方自治法施行令第167条第1号による指名競争入札で、道内に消防自動車の製造と性能試験ができる工場を有する5社の参加によるものです。

4の「取得価格」は金4,565万円であります。

5の「契約の相手方」は、札幌市白石区東札幌5条5丁目14番12号、山崎自動車株式会社であります。

参考資料といたしまして、次ページに概要、型式図等、それと64ページに形式図を添付してありますので参照願います。

また、参考資料といたしまして、6月2日に執行いたしました「指名競争入札結果」を配付しておりますので、参考にしてください。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。
本会議を休憩します。

午後 4 時01分休憩

午後 4 時01分再開

- 議長（堀議員） 本会議を再開します。
日程第12、議案第67号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
保健福祉課長。
- 保健福祉課長（亀井課長） ただいま上程いただきました議案第67号 工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。
議案書65ページをお開き願います。
議案第67号 工事請負契約の締結についてでございます。
次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。
厚岸保育所移転改築工事は、昭和52年度に建設した厚岸保育所が、経年により老朽化が進み、耐震性にも適合せず、津波の浸水予測区域内にあることから、昨年度に購入した奔渡6丁目の町有地の造成を行い、高台に施設整備しようとするものであります。総事業費は10億3,130万4,000円で、平成30年度に基本設計に着手し、令和元年度には、起債事業であります「緊急防災・減災事業」を活用し実施設計を行い用地の造成に着手し、今年度に建設工事を行い、翌年7月から供用開始を予定しているものであります。
今回、契約の内容であります、1として、工事名、厚岸保育所移転改築工事（建築主体）。
2として、工事場所、厚岸町奔渡6丁目268番、269番、295番、304番。
3として、契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、町外を含め7社の参加によるものです。
4として、請負金額、金4億8,290万円であります。
5として、請負契約者は、共和・新太平洋経常建設共同企業体。代表者、厚岸郡厚岸町港町2丁目138番地、株式会社共和建設工業所。構成員、札幌市中央区南1条東1丁目2番地1、新太平洋建設株式会社であります。
66ページをお開き願います。

参考といたしまして、工事概要などが記載されております。

67ページ以降は、別添説明資料のとおりでございますので、ご参照願います。

なお、お手元に別途参考といたしまして、6月2日に執行いたしました「指名競争入結果」を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

- 議長（堀議員） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

- 議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第13、議案第68号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（亀井課長） ただいま上程いただきました議案第68号 工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書71ページをお開き願います。

議案第68号 工事請負契約の締結についてでございます。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

厚岸保育所移転改築工事は、昭和52年度に建設した厚岸保育所が、経年により老朽化が進み、耐震性にも適合せず、津波の浸水予測区域内にあることから、昨年度に購入した奔渡6丁目の町有地の造成を行い、高台に施設整備しようとするものであります。総事業費は10億3,130万4,000円で、平成30年度に基本設計に着手し、令和元年度には、起債事業であります「緊急防災・減災事業」を活用し実施設計を行い用地の造成に着手し、今年度に建設工事を行い、翌年7月から供用開始を予定しているものであります。

今回、契約の内容でございますが、1として、工事名、厚岸保育所移転改築工事（機械設備その1）。

2として、工事場所、厚岸町奔渡6丁目268番、269番、295番、304番。

3として、契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、町外7社の参加によるものです。

4として、請負金額、金5,995万円であります。

5として、請負契約者は、釧路市貝塚2丁目6番25号、榊設備工業株式会社であります。

72ページをお開き願います。

参考といたしまして、工事概要などが記載しており、かつ73ページ以降になりますけれども、別添説明資料のとおりとなっておりますので、ご参照願いたいと思います。

なお、別途お手元に参考資料といたしまして、6月2日に執行しました「指名競争入結果」を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いたします。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第14、議案第69号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） ただいま上程いただきました議案第69号 工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書74ページをお開き願います。

議案第69号 工事請負契約の締結についてでございます。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

厚岸保育所移転改築工事は、昭和52年度に建設した厚岸保育所が、経年により老朽化が進み、耐震性にも適合せず、津波の浸水予測区域内にあることから、昨年度に購入した奔渡6丁目の町有地の造成を行い、高台に施設整備しようとするものであります。総

事業費は10億3,130万4,000円で、平成30年度に基本設計に着手し、令和元年度には、起債事業であります「緊急防災・減災事業」を活用し実施設計を行い用地の造成に着手し、今年度に建設工事を行い、翌年7月から供用開始を予定しているものであります。

今回、契約の内容であります。1として、工事名、厚岸保育所移転改築工事（機械設備その2）。

2として、工事場所、厚岸町奔渡6丁目268番、269番、295番、304番。

3として、契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、町外7社の参加によるものです。

4として、請負金額、金6,765万円であります。

5として、請負契約者は、釧路市春採5丁目16番17号、太平洋設備株式会社であります。

75ページをお開き願います。

参考といたしまして、工事概要などが記載しております。76ページ以降につきましては、説明資料のとおりでございますので、こちらをご参照願います。

なお、別途お手元に参考資料といたしまして、6月2日に執行しました「指名競争入結果」を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

- 議長（堀議員） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

- 議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第15、議案第70号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

環境林務課長。

- 環境林務課長（鈴木課長） ただいま上程いただきました議案第70号 工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書77ページをお開き願います。

議案第70号 工事請負契約の締結についてでございます。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

収集ごみ積替保管施設建設工事は、令和3年4月から厚岸町内で収集した可燃ごみを釧路広域連合清掃工場で共同処理するため、各ごみ収集車で収集した可燃ごみを一時保管し、運搬用の車両に積替えるための一般廃棄物積替保管施設を建設しようとするものであります。

今回の契約の内容であります。1として、工事名、収集ごみ積替保管施設建設工事(建設主体)。

2として、工事場所、厚岸町サンヌシ34番。

3として、契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、町外含め8社の参加によるものです。

4として、請負金額、金8,272万円。

5として、請負契約者は、厚岸郡厚岸町港町2丁目138番地、株式会社共和建設工業所であります。

78ページをお開き願います。

参考といたしまして、1、工事概要、2、工期、3、参考図面として、位置図、全体は位置図、平面図、立面図は、議案書79ページ以降、別添資料のとおりでございます。ご参照願います。

なお、別途お手元に参考資料といたしまして、6月2日に執行しました「指名競争入結果」を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願申し上げます。

●議長(堀議員) これより質疑を行います。

5番、南谷議員。

●南谷議員 何点かお尋ねをさせていただきます。

まず、当初予算で1億744万円の計上だったと記憶しております。そういうことで今回に至っているのでしょうか。78ページですか、参考の1、工事概要、建築工事、木造平屋建になっております。たしか以前に、議員のほうの説明があったときには鉄骨造りと理解をしておるのです。今回、木造造りになっておるのです。変更になった、丈夫でしっかりしている物であれば問題ないのですけれども、どちらかといえば木と鉄だったらどうなのよという部分があります。この辺についてはいかがでしょうか。

●議長(堀議員) 建設課長。

●建設課長(渡部課長) 建物の構造についてですので、私のほうからご説明させていただきます。

ご質問者おっしゃるとおり、当時は鉄骨造ということの視野に入れて、設計を開始し

たところでありますけれども、その際に我々はコスト的な部分と、それから構造的な部分、両方の面から検討した上で、構造をどういう物にするかというのを採用するわけですが、今回木造に至ったというのは、まず構造的には鉄骨であろうと木造であろうと基準通りの施行をしていれば構造上は問題ないものと判断はします。それから、コスト的な部分でいうと、比較検討した中ではほぼ変わらない。鉄骨部分と木造部分の比較をした場合には、ほぼ同額に近い形になりました。

それで何が違うかといいますと、その鉄骨になりますと、重量が重くなるといったことで基礎が大きくなります。木造であれば、多少小さく抑えられるといったところではコストの削減につながったということ。それに加えて、地場産業であります林業の活性化ということで地場産品を使用したいといったような考えから、このたび木造に変えたという経緯がございます。

以上です。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 数字、財源的なことでお伺いをさせていただきます。

当初、1億700万円というの頭にあるのです、僕の、頭の中では。今回の入札が8,200万円、こういう数字になっています。かなり入札率が下がっているのです。このほかに、この8,200円でぼんとそのまま事業費が下がったと理解しています。このほかにもありますよね。電気関係の工事とか含めて。総体で、今回のこの入札の結果、どのくらい当初計画しているものと実際に今回の入札の結果、当初予算として減額になるのかお尋ねをさせていただきます。差額です。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

今回の建築主体につきましては、先ほど申し上げました金額になりますけれども、そのほかに電気設備、さらには機械設備の工事があります。全て合計しますと、9,460万円ほどとなります。当初予算と比較しますと、1,284万8,000円下がっているというような内容でございます。

（「はい、わかりました」の声あり）

●議長（堀議員） 他に質問ございますか。

（「なし」の声あり）

なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第16、議案第71号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（渡部課長） ただいま上程いただきました議案第71号 工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書82ページをお開き願います。

議案第71号 工事請負契約の締結についてでございます。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

「床潭末広間道路」はその名のとおり、床潭地区と末広地区を結ぶ路線であり、漁業などの産業道路として、また地域住民の生活道路として、なくてはならない重要な幹線道路であります。

床潭地区、末広地区間の現状は、海岸に沿って山の傾斜が張り出した地形が続いており、地すべり地区が多数点在していることも調査でわかっております。

その中を縫うように道路が走っているため、急勾配、急カーブが多く、道路幅は車がすれ違うことも困難な3メートルほどを確保するのがやっとの状況にあり、これらの危険箇所を解消するため平成20年度から改良舗装工事や地すべり対策工事の事業を継続しております。

今年度は、道路拡幅に伴う道路改良と擁壁改築を行うものです。

今回の契約内容ですが、1として、工事名は、「床潭末広間道路4工区擁壁改築工事」。

2として、工事場所は、厚岸町床潭、末広。

3として、契約の方法は、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、町内外を含め、7社の参加によるものです。

4として、請負金額、金8,360万円。

5として、請負契約者は、厚岸郡厚岸町真栄2丁目256番地、株式会社宮原組であります。

83ページをお開き願います。

参考といたしまして、1、工事概要と、2、工期を記載しておりますので、ご参照ください。

3として、平面図、側面図、断面図、道路構造図の別添資料を84ページ以降に添付しておりますので、あわせてご参照願います。

なお、別途お手元に参考資料といたしまして、6月2日に執行いたしました「指名競

争入結果」を配付させていただいておりますので、あわせてご参照願います。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願いいたします。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

5番、南谷議員。

●南谷議員 床潭末広間道路でございます。たしか当初予算、この事業2億3,900万円の計上でございます。残念ながら国からのお金が大分下がってしまったと、こういう理解をしております。国からの内示金額と、それからその差額分、100%では8,300万円、全部ではないと思うのです。この辺について説明を求めます。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

ご質問者おっしゃるとおり、当初の予算が2億3,856万9,000円予算措置されておりましたが、国からの内示額が、ちょっと正確な数字、今手元に持ち合わせておりませんが、大変申し訳ないのですが、率としては36%の内示額をいただきました。それを基に事業内容もそれに見合った、36%に見合った金額をこのたび工事発注して契約をするといったような内容になってございます。

（「答弁になってない」の声あり）

●議長（堀議員） 休憩します。

午後4時25分休憩

午後4時32分再開

●議長（堀議員） 再開します。

●建設課長（渡部課長） 貴重なお時間いただきまして、申し訳ございませんでした。

今回の床潭末広間道路に関する事業費ですけれども、委託料も含めた金額で、ちょっと一旦説明させていただきたいと思いますが、国に対しての要望は2億8,719万円、こちらを要望しておったわけですけれども、このたびの内示額が、その事業費に対しての国費の要望額ですけれども、1億8,164万8,000円、当初はその金額を見込んでいたわけですけれども、内示額につきましては、6,489万9,000円の内示額ということになりまして、当初予定していたよりも36%の金額が内示額としてまいったということになりまして、それに見合った今回事業量で工事を発注させていただいたといったような内容になってございます。

失礼しました。それから交付金の裏財源ですけれども、こちらは辺地債でありまして、充当率が80%、失礼しました、充当率100%ということで……。

(「何%」の声あり)

- 建設課長（渡部課長） 失礼しました。100%ということになってございます。
- 議長（堀議員） 5番、南谷議員。
- 南谷議員 町長、今の話、やり取り聞いていたと思うのですけれども、私は当初予算で去年も言ったのですけれども、大きくそのまま出すのは大いに結構だと思っています。また、私の推測ではこの議案から見ると、まだ6割くらい残っているのかなと、工事の部分。そういう意味では国のほう道のほうに、しっかり町長として掛け合っていたら、1日も早い、コロナで大変な状況にあります。ますます先延ばされる可能性もあるので、頑張っていたきたいなと思いますがいかがですか。
- 議長（堀議員） 町長。
- 町長（若狭町長） この事業は社会資本整備総合交付金をもって予定をいたしておるわけでありまして。しかしながら、先ほど担当課長からお話がありましたとおり、厳しい結果が出たわけでありまして。これは厚岸町のみならず、全国的な課題になっております。そういう意味において、毎年、毎年、この議会で論議をされるわけでありまして、今後ともさらに我々要求どおりの予算が計上されるように、国に強く要請をしなければならぬ、大きな課題であるということをご承知の中で、今後とも要請してまいりたいと思っております。
- 議長（堀議員） 他に質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

- 議長（堀議員） なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。
- 議長（堀議員） 日程第17、議案第72号 工事請負契約の締結についてを議題といたし

ます。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

- 水道課長（高瀬課長） ただいま上程いただきました議案第72号 工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。

次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

厚岸終末処理場汚泥脱水機は、平成10年に設置して以来、使用している機械設備であります。標準耐用年数の15年を超え、設置後22年が経過しており、平成28年頃から修理が増加し始め、部品の交換など、維持を行ってまいりましたが、部品の供給停止などの理由から更新の必要が生じ、国の交付金事業を活用し機械設備の工事を行うものであります。工事期間は2カ年にわたる工事となり、令和2年度は機械製作になります。令和3年度には製作した機械設備を設置するものであります。

次に、契約の内容ですが、1として、工事名、厚岸終末処理場汚泥脱水機更新工事（機械工事）。

2として、工事場所、厚岸町有明2丁目。

3として、契約の方法は、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、町外6社の参加によるものです。

4として、請負金額、金1億6,170万円であります。

5として、請負契約者、札幌市中央区南2条西6丁目17番地、株式会社前澤エンジニアリングサービスであります。

87ページをお開き願います。

参考としまして、工事概要、工事工期、参考資料として、別添説明資料のとおりであります。ご参照願います。

なお、別途お手元に参考資料といたしまして、6月2日に執行しました「指名競争入結果」を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

- 議長（堀議員） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

- 議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第18、議案第73号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

●水道課長（高瀬課長） ただいま上程いただきました議案第73号 工事請負契約の締結について、提案内容のご説明を申し上げます。

次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

厚岸終末処理場汚泥脱水機更新工事は、議案第72号での説明のとおり、機械設備が標準耐用年数の15年を超え、設置後22年を経過しております。部品の供給停止などの理由から更新の必要が生じ、脱水機機械設備に付随する電気設備も合わせ、国の交付金事業を活用し更新するものであります。工事期間は2カ年にわたる工事となり、令和2年度は電気設備の製作、令和3年度は引き続き電気設備の製作と製作した電気設備を設置するものであります。

次に、契約の内容ですが、1として、工事名、厚岸終末処理場汚泥脱水機更新工事（電気工事）。

2として、工事場所、厚岸町有明2丁目。

3として、契約の方法は、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、町外6社の参加によるものあります。

4として、請負金額、金6,424万円。

5として、請負契約者、札幌市中央区大通り東7丁目12番9、北海道富士電機株式会社であります。

92ページをお開き願います。

参考としまして、1、工事概要、2、工事工期、3、参考資料は、別添説明資料のとおりでありますので、ご参照願います。

なお、別途お手元に参考資料といたしまして、6月2日に執行いたしました「指名競争入結果」を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いたします。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。
本会議を休憩します。

午後 4 時42分休憩

午後 4 時42分再開

- 議長（堀議員） 本会議を再開します。
日程第19、議案第74号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
危機対策室長。
- 危機対策室長（田崎室長） ただいま上程いただきました議案第74号 工事請負契約の変更について、提案内容をご説明申し上げます。
議案書96ページをご覧ください。
議案第74号 工事請負契約の変更についてでございます。
次のとおり工事請負契約を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。
令和元年9月12日議案第76号をもって議決を得た、工事請負契約の締結についての一部を変更するもので、変更の内容は下記のとおりとなります。
1の「工事名」は、「厚岸保育所移転改築用地造成工事及び（仮称）湖南地区避難広場整備工事」であります。工事名に変更はありません。
2の「工事場所」、3の「契約の方法」に変更はありません。
4の「請負金額」は、「金1億9,525万円」から71万5,000円減額となる「金1億9,453万5,000円」へ変更するものであります。
5の「請負契約者」に変更はありません。
次ページに参考といたしまして、工事概要を示しております。
変更となる部分は法面工が2,440平方メートルから180平方メートル増加し、2,620平方メートルへ、また避難広場工は1万6,770平方メートルから910平方メートル減少し、1万5,860平方メートルへ変更するものであります。
議案書98ページに説明資料として計画平面図、横断図、避難通路断面図を添付してありますので、参考にしてください。
以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

3番、室崎議員。

●室崎議員 今の説明で、ここをこういうふうに変更しましたというのはわかるのですけれども、どういうわけでこういう変更が必要だったのでしょうか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） 議案第74号説明資料を参照していただきたいと思います。こちらのほうに、右上、横断図、こちらのほうの左側になるのですけれども、避難広場④という箇所があります。今回、避難広場といたしましては、4段の構成で避難広場をつくるのですけれども、この1番上の部分、こちらが当初の設計では13.8メートルの高さまで盛るといったような計画だったのですけれども、これが厚岸保育所の山の部分の土地を削りまして、ここに埋め立てておるのですけれども、設計の段階よりも土が締まるということですね。締まったことによって、高さが13.8メートルから11.9メートルになったと。1.9メートル低くなった、この関係で計画平面図の真ん中の下側にあります、この避難広場の④の面積、こちらが当初では7,710平方メートルから6,800平方メートルに減少したといったようなことで、盛る土が当初よりも締まったことによって避難広場全体の面積が少なくなった、これに伴っての金額が若干その分下がりましたというような内容であります。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 専門家でないから詳しくはもちろんわからないのだけれども、これは設計のときに、そういう予測を立てますよね。当然締まるわけでしょうから。それが見込みと違ったということなののでしょうか。何かその見込みとこれだけ2メートルも違うような事情があったのでしょうか。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） 私のほうからお答えさせていただきます。

当然、当初設計はすき取る土の量見越した上で、当然高さも設定してきたわけでありましてけれども、その際に当然現地の地形が地山でありますから、当然入り組んでいたりと、凹凸があつたりといったところで測量はしてはおるものの、どこまで、細部まで測量するかにもかかってはくるのですけれども、そういった起伏の、当然、起伏がありまして、そこに収まる土の量というのも当然設計段階よりは前後が生じたといったような内容と、先ほど危機対策室長からもありましたように、土が予想より締まったといったような理由によりまして、今回のような変更が生じたといったような内容になってございます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 わかりました。ただ、危惧するのは、先ほどお隣の4番議員さんからの質問の中でもあったのだが、盛土の地域というのは地震に対しては余り強くないのですよね。そういうことで、こういうような見込み違いがあるような土地は大丈夫なのかなというような危惧も出てこないとも限りませんよね。そのあたりは、やはりきちんとした説明と、それからもちろん大丈夫なのでしょうけれども、その当たりの技術的なものについては心配はないのだろうということを念を押しておきますがいかがでしょう。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） おっしゃるとおり、当然、この盛土工事を行う際には、盛土のそういった造成の基準に従った中での、当然安定計算も行いながら、当初設計を設定しておるわけですがけれども、このたびの変更の際にしまして2メートルくらい盛土が下がったといったような状況において、当然委託されていた業者のほうにも確認を取りまして、安定計算を再度していただいて、問題ないといったような回答を得たところでありますので、ご理解いただきたいと思えます。

●議長（堀議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

本会議を休憩します。

午後4時51分休憩

午後4時52分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

ここであらかじめ会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

●議長（堀議員） 日程第20、議案第75号 町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●税務課長（四戸岸課長） ただいま上程いただきました議案第75号 町税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

議案書99ページをご覧ください。

このたびの町税条例の一部改正は、原則、令和2年4月30日に施行された「地方税法等の一部を改正する法律」において、地方税法の一部が改正され、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」における税制上の措置として、一定の要件に該当する中小事業者に対する固定資産税の軽減、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長、地方税の徴収猶予制度の特例等の措置が講じられたことにより、町税条例においても所要の措置を講ずるための改正が必要となったため、町税条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

改正内容につきましては、別紙、お手元に配付の議案第75号説明資料新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。

1ページ、第1条、町税条例の一部改正であります。

附則、第10条は、固定資産税の課税標準に係る読替規定であり、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が一定割合以上減少した中小事業者等の売却資産と事業等家屋に係る固定資産税の負担を軽減することを規定する地方税法附則第61条と中小事業者等が生産性向上特別措置法に基づく市町村計画に合致する施設整備を行った場合の特例措置の対象を拡充して規定する同法第62条を、読替規定中に追加するものであります。

中小事業者の売上高減少に係る軽減措置の概要につきましては、厳しい経営環境に直面している中小事業者に対し、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税の負担を軽減するため、令和2年2月から10月までの任意の3カ月間の売上高の減少割合に応じて、令和3年度課税の固定資産税に係る課税標準の特例措置を講ずるもので、売上高の減少が前年の同期間と比べて30%以上、50%未満の場合は課税標準を2分の1に、50%以上の場合は、課税標準をゼロとするものであります。

この措置による固定資産税の減収額については、全額、国費で補填されることとなっております。

また、生産性向上特別措置法に基づく特例措置の拡充の概要につきましては、固定資産税が軽減される対象資産として、取得価格が300万円以上の先端設備等とともに導入される事業用家屋及び生産性が向上する構築物が追加され、取得後、最初の3年間の固定資産税の課税標準をゼロとするものであります。軽減対象となる資産の取得期限については、現行の生産性向上特別措置法において令和2年度までとされておりますが、同法の改正により令和4年度まで、2年間延長される予定となっております。

この措置による固定資産税の減収額についても、全額、国費で補填されることとなっております。

第10条の2は、固定資産税に係る規定で、地域決定型特例措置、いわゆる「わがまち特例」における対象施設と特例割合を規定するものであります。

改正後の第22項は、中小事業者等が生産性向上特別措置法に基づく市町村計画に合致する施設整備を行った場合、機械設備や器具備品等については既に特例割合をゼロとして規定しておりますが、これに加えて第10条の改正でご説明した、対象として拡充された事業用家屋及び構築物についても特例割合をゼロとする規定を追加するものであります。

第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税に関する規定で、令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得した自家用軽自動車については、特例措置として税率を1%軽減することとしておりますが、この特例措置を6カ月延長し、令和3年3月1日までに取得した軽自動車を対象とするものであります。

改正後の第23条は、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例に係る手続等に関する規定を追加するものであります。

改正の概要としては、新型コロナウイルス感染症等の影響により、本年2月以降の任意の1カ月以上の期間において、前年同期と比べて収入が20%以上減少した場合、無担保、延滞金なしで1年間の徴収猶予を受けられる特例措置が、改正後の地方税法において設けられ、この特例に関する申請書の記載に不備があり、町長が訂正を求めたときは、地方税法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間として町税条例で規定する20日以内に訂正しなければならないこととするものであります。

なお、これまでの第1条による改正の施行日は、公布の日であります。

次に、第2条、同じく町税条例の改正であります。

附則、第10条は、公布の日を施行日とする本条例案の第1条での改正内容のうち、地方税法において、税額控除の特例として2条が令和3年1月1日を施行日として追加となり、引用している条番号が繰り下がることから、改正後の地方税法に合わせ、地方税法の施行日と同日の令和3年1月1日を施行日として引用条番号を改正するものであります。

なお、規定の内容に変更が生じるものではありません。

第10条の2第22項は、第1条による改正でご説明いたしました、生産性向上特別措置法に基づく特例割合の規定であり、第10条の改正と同様、改正後の地方税法に合わせた引用条番号の改正であります。

改正後の第24条は、個人住民税の寄附金税額控除の特例規定の追加で、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」の規定により指定された文化芸術またはスポーツに関する行事のうち、町長が指定する行事については、その行事が中止等となった際、入場料等の払い戻しの権利を放棄した場合には、当該放棄した額の寄附金を支出したものとみなし、個人町民税の所得割の寄附金控除の対象とするものであります。

改正後の第25条は、住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除に関する特例規定を追加するものであります。

改正の概要としては、所得税において、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等により、令和2年12月31日までに入居できなかった場合でも、令和2年9

月30日までに住宅新築の契約をした場合など一定の要件を満たすときは、期限内に入居したものと同様の住宅ローン控除が受けられるよう適用要件が弾力化され、これに該当する場合は所得税の住宅ローン控除の適用期間が1年間延長されたことに伴い、所得税から控除しきれない額について、これまでと同様に控除限度額の範囲内で個人町民税から控除するため、令和15年度までとしていた個人町民税の控除適用期限を、令和16年度まで延長するものであります。

これまで、新型コロナウイルス感染症等に影響に係る町税条例の改正内容をご説明いたしましたが、これらの概要につきましては、別にお配りの議案第75号説明資料②にまとめておりますので、ご参照願います。

議案書100ページにお戻り願います。

附則であります。

この条例は、公布の日から施行する。

ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する、とするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、議案第75号の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第21、議案第76号 厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税務課長。

●税務課長（四戸岸課長） ただいま上程いただきました議案第76号 厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

議案書101ページをご覧ください。

この条例は、先の議案第75号と同様に、原則、令和2年4月30日に施行された「地方税法等の一部を改正する法律」において、地方税法の一部が改正され、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」における税制上の措置として、一定の要件に該当する中小事

業者に対する固定資産税の軽減と合わせ、都市計画税についても軽減する措置が講じられたことにより、厚岸町都市計画税条例においても、所要の措置を講ずるための改正が必要となったため、制定するものであります。

なお、説明は議案書により行いますので、別に配付しております、議案第76号説明資料の新旧対照表につきましては、参考として、あわせてご参照願います。

厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例第1条は、附則第14項による、都市計画税の課税標準に係る読替規定の改正で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が一定割合以上減少した中小事業者等の事業用家屋に係る都市計画税の負担を軽減することを規定する地方税附則第61条を、読替規定中に追加するもので、施行日は公布の日であります。

軽減措置の概要につきましては、固定資産税の軽減と同様で、厳しい環境に直面している中小事業者に対し、事業用家屋に係る都市計画税の負担を軽減するため、令和2年2月から10月までの任意の3カ月間の売上高の減少割合に応じて、令和3年度課税の事業用家屋の都市計画税に係る課税標準の特例措置を講ずるもので、売上高の減少が前年の同期間と比べて30%以上、50%未満の場合は課税標準を2分の1に、50%以上の場合は、課税標準をゼロとするものであります。

なお、この措置による都市計画税の減収額については、全額、国費で補填されることとなっております。

第2条は、公布の日を施行日とする本条例案の第1条での改正内容のうち、地方税法において、税額控除の特例として2条が令和3年1月1日を施行日として追加となり、引用している条番号が繰り下がることから、改正後の地方税法に合わせ、地方税法の施行日と同日の令和3年1月1日を施行日として引用条番号を改正するものであります。

なお、規定の内容に変更が生じるものではありません。

次に、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行する。

ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する、とするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願いたします。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。
本会議を休憩します。

午後 5 時07分休憩

午後 5 時07分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

日程第22、議案第77号 厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） ただいま上程いただきました議案第77号 厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容について、ご説明申し上げます。

本条例においては、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に従い、保護者の労働等により保育を必要とする3歳未満の乳幼児に保育を提供する家庭的保育事業者、小規模保育事業者及び事業所内保育事業者は、当該乳幼児への保育の提供の終了後も、3歳以上の児童に対して必要な教育または保育が継続的に提供されるよう、保育所、幼稚園または認定こども園を連携施設として確保することを義務づけております。

このたび、基準の一部が改正され、家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保について、先行利用調整等のさまざまな対応策により卒園後も引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、連携施設の確保を不要とすること及び保護者の疾病、疲労、身体上等の理由により家庭において養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施について、これまでも実施可能でありましたが、明確化すること、の規定が追加され、同年4月1日から施行されたことに伴い、規定の整備を行おうとするものであります。

これらの改正は全て、必ず適合しなければならない「従うべき基準」であるため、これに従い同様に本条例を改正するものでございます。

改正内容の説明につきましては、別に配付しております「議案第77号説明資料の新旧対照表」により行わせていただきます。

新旧対照表をご覧ください。2ページをお開きください。

第6条第4項の改正は、「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」において、さまざまな対応策の活用により引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、地域型保育事業所卒園後の受入先確保のための連携施設の確保は不要とすべきとされていたことを受け基準の一部が改正され、当該連携施設の確保を不要とすることができる場合の類型として、基準に従った内容を第1号として追加し、従前の第4項に定めておりました、地域型保育事業所卒園後の受入先確保のための連携施設の確保を不要とすることができる場合の規定を第2号とするものでございます。

第6条第5項の改正は、従前の第4項の規定を第2号に規定したことに伴う改正でございます。

新旧対照表3ページをお開きください。

第37条第4号の改正は、「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」において、保護者の疾患、疲労その他身体上、精神上もしくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化すべきとされたことを受け、基準の一部改正され、基準に従った内容を追加するものでございます。

議案書の103ページへお戻り願います。

附則でございます。

「この条例は、公布の日から施行する」とするものでございます。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

4番、音喜多議員。

●音喜多議員 この条例ができたの、そんなに古くはないと思うのですが、現在この条例に該当する施設は町内にはあるのでしょうか。事業所内としては町立病院にそういうのが保育所が、保育所というか町立病院の看護師さんとかをお預かりする、そういった施設、施設というか場所的なものがあるやっていますけれども、そのほかに町内においてはあるのかどうなのか、その辺どのように把握していますか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

議員おっしゃいますように、町立病院内での院内保育というものはございますけれども、この条例に規定するものではございませんで、その以外のものにつきましては、厚岸町内に存するものはございません。

●議長（堀議員） 他に質疑ございますか。

2番、石澤議員。

●石澤議員 保護者の持病、身体となっているのです。家庭に、居宅に訪問してというのですが、これは今やっている訪問、ごめんなさい、忘れた、社協でやっていますね、ファミリーサポートというようなものとはまた違ったものなのですか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 議員さんおっしゃるようなファミリーサポートのものはま

た違う事業でございまして、これに規定するものではございません。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 ということは、厚岸ではこれの対象となる事業はやっていないということな
のでしょうか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 説明不足がございまして申し訳ございません。この居宅の
事業につきましても、この条例に規定する事業所は存在しません。

●議長（堀議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第23、議案第78号 厚岸町放課後児童健全育成事業の設備及び運
営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） ただいま上程いただきました議案第78号 厚岸町放課後児
童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
について、その提案理由及び内容について、ご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、厚岸町においては児童館の職員のうち放課後児童支援員につ
いて、保育士の資格を有する者などで、都道府県知事または指定都市の長が実施する研
修を修了した者でなければならないとしておりますが、この研修の受講機会を拡充する
ため、中核市の長も研修を実施できるよう、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準の一部が改正され、令和2年4月1日から施行されたことに伴い、規定の整
備を行うものでございます。

なお、基準となる省令は条例を制定する際の「参酌すべき基準」でありまして、異な

る基準とすべき特段の事情や地域性が認められなく、本町においても、中核市の長が実施する研修を修了した者が、放課後児童支援員として就労できるようにすることで、本町の放課後児童支援員の確保につながることから、国の基準に従い同様に定めるものでございます。

これから行う条例案の説明は、議案書により行わせていただきますので、別に配付しております議案第78号説明資料の新旧対照表につきましては、参考としてあわせてご参照いただきたいと思います。

それでは議案書104ページをご覧ください。

第10条職員の資格に関する規定のうち、第3項中、研修を実施できる者について、「地方自治法第252条の22第1項の中核市の長」を加えるものでございます。

次に、附則でございます。

「この条例は、公布の日から施行する」とするものでございます。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

午後5時18分休憩

午後5時19分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

日程第24、議案第79号 厚岸町水道事業の設置に関する条例及び厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

●水道課長（高瀬課長） ただいま上程いただきました議案第79号 厚岸町水道事業の設置に関する条例及び厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定

について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

地方公共団体等における適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図るため、内部統制に関する方針の策定等、監査制度の充実強化、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等を行うとともに、地方独立行政法人について、その業務への窓口関連業務等の追加及び適正な業務を確保するための規定の整備を行う等の措置を講ずることとして、地方自治法等の一部を改正する法律が、令和2年4月1日から施行されました。

このたびの条例改正は、この地方自治法等の一部を改正する法律における地方自治法の一部改正により、地方自治法第243条の2として新たに「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責」が追加されたことにより、旧第243条の2に規定していた職員の賠償責任が新たに第243条の2の2として繰り下げとなったため、厚岸町水道事業の設置に関する条例及び厚岸町病院事業の設置に関する条例において引用している条番号の整理を行い、併せて厚岸町水道事業の設置に関する条例における字句の改正を行うものです。

続いて、改正条文の説明をいたします。

このたびの改正条例は、2条建ての構成としており、各条とも地方自治法の改正による引用条番号が繰り下げとなったことなどによる改正をそれぞれ規定したものとなっておりますので、ご承知いただきたいと存じます。

なお、これから行う条例案の説明は、別に配付しております「議案第79号説明資料の新旧対照表」により行わせていただきます。

それでは、新旧対照表1ページをご覧ください。

まず、第1条「厚岸町水道事業の設置に関する条例の一部改正」であります。

第4条は、法令上に用いる、漢数字として表記を改めるため、「千円以上」の表記から「万円以上」とする字句の改正。

第5条は、地方自治法の改正による引用条番号が繰り下げとなったことによる「第243条の2第4項」を「第243条の2の2第8項」とする改正と、前条と同様に「千円以上」の表記から「万円以上」とする字句の改正。

第6条は、前2条と同様に、「千円以上」の表記から「万円以上」とする字句の改正。

第7条は、字句の改正であります。

次に、第2条「厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部改正」であります。

第1条「厚岸町水道事業の設置に関する条例の一部改正」と同じく、第4条中地方自治法の改正による引用条番号が繰り下げとなったことによる「第243条の2第4項」を「第243条の2の2第8項」とする改正であります。

議案書ページ106ページをご覧ください。

附則であります。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

- 議長（堀議員） なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。
令和2年度各会計補正予算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩します。
本会議を休憩します。

午後5時24分休憩

午後5時44分再開

- 議長（堀議員） 本会議を再開します。
日程第25、議案第41号 令和2年度厚岸町一般会計補正予算、議案第42号 令和2年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第43号 令和2年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第44号 令和2年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、以上4件を再び一括議題といたします。
本4件の審査については、令和2年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めていたところ、今般、審査結果が委員長からなされております。
委員長の報告を求めます。
10番、大野委員長。
- 委員長（大野委員長） 令和2年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました議案第41号 令和2年度厚岸町一般会計補正予算ほか3件の審査については、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。
以上、審査報告といたします。
始めに、議案第41号 令和2年度厚岸町一般会計補正予算について、お諮りいたします。
委員長の報告は、原案可決であります。
委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 令和2年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算について、お諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 令和2年度厚岸町介護保険特別会計補正予算について、お諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 令和2年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算について、お諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長（堀議員） 日程第26、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

次期定例会までの間、閉会中における継続調査申出書がお手元に配付のとおり、各委員長から提出されております。

お諮りいたします。

本申出書のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本申出書のとおり、承認することに決しました。

お諮りいたします。

本定例会に付議された議案の審議は、全部終了いたしました。

したがいまして、厚岸町議会会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

以上で、令和2年厚岸町議会第2回定例会を閉会いたします。

午後5時49分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和2年6月18日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員